
平成31年 第2回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成31年3月7日(木曜日)

議事日程(第4号)

平成31年3月7日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(13名)

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
4番 長束 博信君	5番 白川 立真君
6番 三鴨 義文君	7番 仲田 司朗君
8番 板井 隆君	9番 景山 浩君
10番 細田 元教君	11番 井田 章雄君
12番 亀尾 共三君	13番 真壁 容子君
14番 秦 伊知郎君	

欠席議員(1名)

3番 滝山 克己君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	石 賀 俊 彰君
			書記	石 谷 麻衣子君
			書記	船 原 美 香君
			書記	杉 谷 元 宏君
			書記	田 中 優 美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	松 田 繁君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	藤 原 宰君
企画監	本 池 彰君	企画政策課長	田 村 誠君
防災監	種 茂 美君	税務課長	伊 藤 真君
町民生活課長	岩 田 典 弘君	子育て支援課長	仲 田 磨理子君
教育次長	板 持 照 明君	総務・学校教育課長	安 達 嘉 也君
病院事務部長	中 前 三紀夫君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	岡 田 光 政君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	芝 田 卓 巳君	選挙管理委員会委員長	板 竹 利君
監査委員	仲 田 和 男君		

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 13 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

13 番、真壁容子君、1 番、加藤学君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、6日に引き続き、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、1番、加藤学君の質問を許します。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 議長からの一般質問の許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

まず、第1点は、会見地区の期日前投票所の設置について。

12月議会の一般質問で、会見地区での期日前投票所の設置について取り上げました。旧会見町と旧西伯町の合併により南部町ができました。しかし、その結果、会見地区において期日前投票所がなくなり、不便と感じてる人が多くいます。特に、足の不自由な人、運転免許証を持っていない人にとっては、会見地区に期日前投票所が欲しい、こういうふうに言われている人が多くおられます。

12月議会以降、意見を聞いてまいりました。その結果、会見のほうで何日間かでも期日前投票所の設置ができれば、そのほうがありがたい。プラザ西伯まで行くのは大変遠いといった、こういった意見が多くありました。

そこで、まず、12月議会の一般質問を確認しておきます。1、期日前投票所の設置期間を2つに分け、前半を会見地区、後半を西伯地区に振り割りすることは可能かという意味合いの質問でした。最初は可能っていう回答でしたが、休憩を挟んで訂正があり、最終的には片方の期日前投票所は期間中通してあけなければならないという回答でした。前回、訂正がありましたので、これは確認のため、もう一度入れさせていただいております。また、このことは、公職選挙法48条の2、このどこに記してあるんでしょうか。4月県議会議員選挙と7月の参議院選挙で、期日前投票所を設置した場合、会見町の負担はないとあったが、これは間違いはないか。

一般通告用紙のほうには、南部町の負担はないというふうに書いておりましたけれども、南部町の負担はないというのは、これは訂正いたしまして、南部町からの持ち出しはほとんどないと

訂正させていただきます。

2 目、期日前投票所の設置について、合併協議会で1カ所に定めたというふうに説明がありましたが、その理由は何でしょうか。

3、期日前投票所の人員配置について、投票管理者、職務代理者、事務従事者という人はどういった人が選ばれるのでしょうか。

4 目、以上のことから、会見地区にも試験的に期日前投票所の設置を求めるものです。

2 目の質問は、産業廃棄物最終処分場についてです。これも、12月議会に引き続いて取り上げます。

1 目、アークコーポレーションが非飛散性石綿含有物、これの搬入許可をとっていることは確認されておられますでしょうか。

また、アークコーポレーションがいつから搬入しようとしているのでしょうか。

3 目、地元説明会の席で、処分場の中に赤線が存在するという指摘がありましたが、この後、この指摘はどういうふうになったのでしょうか。

4 目、展開検査の体制についてももう一度お尋ねいたします。展開検査に立ち会うのは主に誰になるのでしょうか。

そして、5 目、非飛散性石綿含有物についてどのように認識しているのか、もう一度お尋ねいたします。非飛散性石綿含有物の危険性についてどのように認識しておられるのでしょうか。

以上、壇上からの一般質問とさせていただきます。回答のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） おはようございます。本日もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、会見地区の期日前投票所の設置については、後ほど選挙管理委員会委員長のほうから答弁をいただきます。

私からは、産業廃棄物最終処分場の中の課題について御質問を頂戴いたしました。これについてお答えしたいと思います。

アークコーポレーションが非飛散性石綿含有物の搬入許可をとっていることは確認しているかについてお答えいたします。まず、搬入許可との御質問でございますが、これは、許可制ではなく届け制でございますので、届け出があったかについてお答えいたします。昨年11月16日に更新許可申請書と同時に、産業廃棄物処理業変更届け出書で非飛散性石綿含有物について届け出されたと鳥取県から聞き及んでおります。

次に、アークコーポレーション株式会社が、いつから搬入しようとしてるかについてお答えいたします。1月30日に、初回の搬入をしています。

次に、地元説明会で、処分場の中に赤線が存在すると指摘あったが、その後どうなったかについてお答えします。確認した結果、赤線は処分場ではなく搬入路にあることがわかりましたので、1月30日に、現地にアークコーポレーションと鶴田区長さんにも立ち会っていただき、赤線の位置を確認したところです。

次に、展開検査の体制について立ち会うのは主に誰になるのかの御質問にお答えいたします。展開検査については、事業者であるアークコーポレーションが行うものでありますが、締結しています協定書の第4条におきまして、町職員及び町が適当と認めて調査を委託した者に、処分場の立ち入り並びに関係書類の調査をさせ、とありますので、展開検査時の立ち会いは主に町職員と考えております。

次に、非飛散性石綿含有物の危険性についてどのように認識しているのかについてお答えいたします。今回、事業者が処分している非飛散性石綿含有物は、例を挙げますと、スレート板、ビニール床タイルなどであり、そのままであれば飛散性はなく、危険性はないものと認識しています。最終処分場への搬入は飛散しないようフレコン袋に入れて搬入され、展開検査後、フレコン袋のまますぐに覆土され、処理されます。

以上、答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会委員長、板竹利君。

○選挙管理委員会委員長（板 竹利君） ただいま議長様より発言のお許しをいただきましたので、選挙管理委員長、板竹利がお答えいたします。

加藤議員の選挙についての御質問について、まいりたいと思います。

まず、期日前投票所を複数設置した場合の開所期間についての御質問でございますが、期日前投票は投票日当日投票主義の例外として、当日都合の悪い方に投票機会を確保するために創設された制度です。期日前投票については公職選挙法第48条の2に規定があり、同条第1項として「当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる」と規定があります。期日前投票所については、同条第6項に読みかえ規定があり、「選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間（二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会の指定した期間）」設けると規定されています。これを言いかえますと、1つの期日前投票所は必ず選挙期日の公示または告示の翌日から選挙期日の前日まで設けること、それ以

外の期日前投票所は市町村選挙管理委員会が指定した期間設置することができますと言えます。

次に、期日前投票所を設置した場合の、南部町の負担はないとあったが、これに間違いはないかとの質問にお答えしてまいります。選挙にかかわる執行経費につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の期日前投票所経費に基づいて計算され、交付金として交付されます。期日前投票所経費の算定は基本額と加算額から成り立ち、期日前投票所の数や開票日数に応じて計算されますので、それなりの費用が交付金として反映されます。ただし、基準に基づいて計算をされるため、実際にかかった費用と必ずしもイコールとなるとは言えません。実際に選挙を執行し、必要な経費を支出しながら、一定の基準に基づいて計算された交付金をいただき、結果として南部町に負担は生じない場合もあると考えております。

次に、期日前投票所の設置について、合併協議会で1カ所と定めたとありますが、その理由は何かとの質問にお答えします。議員御質問の合併協議会では1カ所と定めたとありますが、合併協定書では投票区の件、開票区の件、選挙公報の件のみ触れており、期日前投票所の件については定めておりません。期日前投票所については、合併後の選挙管理委員会において、町全体の中でどこが一番ふさわしいかということ、距離的な中立性や交通事情等を勘案し、議論した結果、プラザ西伯がふさわしいということを決め、今日に至っております。プラザ西伯の位置はほぼ南部町の中心に位置し、合併後は循環バスも運行され、自家用車をお持ちでない方でも投票に行くことができる環境が整っていると考えております。

次に、期日前投票所の投票管理者、職務代理者、事務従事者はどのような人が選ばれるのかとの質問にお答えいたします。期日前投票管理者については、公職選挙法第48条の2第5項、期日前投票所職務代理者については公職選挙法施行令第49条の7にそれぞれ規定があり、「選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる」とされています。また、事務従事者につきましては、投票管理者等とは異なり、選挙権を有する者などから選任する等の規定はありません。投票管理者は期日前投票所に常駐し、投票事務全般を管理執行し、投票に関する手続全てに最終的な決定権を持っているという職務の性質上、期日前投票所の投票管理者としては、南部町選挙管理委員会委員を選任しております。また、職務代理者は、投票管理者に事故があり、または投票管理者が欠けた場合における代理者となるため、これまで役場職員の課長補佐級以上の管理者の方を選任してきております。事務従事者は、役場職員の方を選任してきております。

次に、会見地区に試験的に期日前投票所を設置するべきだとの御質問にお答えします。会見地区への期日前投票所の設置については、今まで場所の問題、経費の問題、人員の問題、安全の問題

題などの困難があることをこれまでも申ししてきましたが、そもそも公職選挙法第44条第1項において、「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない」と規定されております。投票日当日投票主義が原則であり、期日前投票はこの例外として、当日都合の悪い方に投票機会を確保するための制度であることを御理解いただきたいと思います。投票の機会を確保するための期日前投票制度を周知すること、または明るい選挙推進協議会と連携して、少しでも投票に出かけていただけるよう啓発に力を入れていくことが、全体の投票率を少しでも上げていくことにつながっていくものと考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。まず、2カ所目の期日前投票所の設置期間のことなんですけれども、何日間でもいいという回答だったと思うんですが、その場合、仮に16日間ある場合、その期間中、仮に3日間であれば、例えば最初の3日間で作るとか、真ん中の3日間で作るとか、最後のほうの3日間、投票日の前からの3日間とか、そういった設定でよろしいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 選挙管理委員会事務局長の立場で答弁をさせていただきます。

先ほども委員長様の答弁の中にありましたけれども、もしも2つ設置するということならば、片方の期日前選挙の場所につきましては通しですする必要がございます。それと、加えまして、もう一つ、もう1カ所設置する場合につきましては、先ほど言われました前期、中期、後期ぐらいのところでの設定は可能かというふうに思いますけれども、いずれにしても選挙管理委員会の中で議論し、設定していくものだというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。先月の12月議会での回答の中では、私、合併協議会の中で1カ所であるというふうに回答いただいていたと思ったんですけれども、どうもそうじゃないようなんですけれども、これは私の聞き違いなんでしょうか、それとも12月議会から今回の3月議会の間何かあったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長の大塚です。12月議会の答弁の中では、

「期日前投票所の数は合併時に1カ所と決定し」ということですので、合併協議会とは申し上げてないということになります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） わかりました。

それでは、2カ所に変更することは可能なんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長です。具体的に検討を重ねると、可能性としては2カ所に設定することも可能だというふうに思っておりますが、先ほどの委員長の答弁の中にもございましたけれども、いろいろな条件を勘案して、今のところ1カ所で行うという決定をしているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 先ほど、選挙管理委員長のほうから、問題があるところの点について、場所、それから経費、それから人員、安全性、それからあと基本的には、選挙に関しては当日投票するのがこれが基本であり、投票率を上げるためには啓発することがあっていうふうな御発言があったんですけれども、これ、12月議会でも私言いましたけれども、現在、期日前投票所を使った期日前投票の率が確実に上がってきてます。期日前投票のこれをふやさなければ、投票率が逆に上がらないっていう状態にもなってます。特に、沖縄県の知事選挙のとき、このときは期日前投票が大きな問題になって、選挙戦においても期日前投票をいかにするかっていうことが、これが絞られてきました。特に敗北された県知事候補のほうにおいては、主に期日前投票所のすぐ近くにおいて、有名な候補者を呼んで、それで選挙戦を戦ったっていうそういう実績が残っております。

今回、期日前投票所が例外であるっていうふうに言われますけれども、期日前投票所、これは現在、投票率を上げるためには大変重要なものだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。議員おっしゃるとおりだと思っております。本町の選挙におきましても、投票者の数と期日前投票者の数を比べましても、期日前の投票者が約3分の1程度になっています。期日前のほうが3分の1ぐらいの投票者になっています。期日前のパーセンテージもアップしてきているという状況も私どもよくわかっておりますのですが、やはり原点に戻って、当日の投票主義というところが原理原則だというふうに思っています。その例外として期日前投票所を設置するということになっておりますので、この辺も改

めて選挙管理委員会の中でも、少子高齢化の高齢化の部分もありますので、具体的に今後どうしていくかというところを議論してまいりたいというふうに思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 投票所の場所も指摘されたんですけども、現在、会見地区で投票所ってというのはどこにあるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長です。当日の投票所ということでございますか。

○議員（1番 加藤 学君） そうです。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正されますか。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 当日の投票所の設置場所についてです。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。当日の投票所でございますけれども、役場、会見の庁舎が1カ所、それから農村環境改善センターが1カ所、会見第二小学校が1カ所、計3カ所でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 場所として、ちょっとお伺いいたします。会見第二小学校を期日前投票所にすることは可能でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。会見第二小学校を期日前投票所に設置することが可能かどうかということのお答えですけれども、技術的には可能だというふうに思います。ただし、人数が少ないということもございますので、これまでの選挙管理委員会の中では検討もしてきたということもありますけれども、今のところ考えてはいないというところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 続けて、農村改善センターが可能かっていうふうにちょっとお聞きする予定だったんですけども、技術的に可能ってというのは、これ無線LANが届いてるってことなんでしょうか、会見第二小学校のほうに。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。技術的にと申しあげましたのは、そういった設備もお金がかかりますし、そういうことが対応できれば技術的には可能かというふうに思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。今、役場と農村改善センターと二小、3カ所が当日の、投票日、投票場所になってますけれども、現在無線LANが簡単に使えるっていうのは、これは3カ所とも簡単に使えるんでしょうか。それとも庁舎に関しては、現在、普通に無線LANがつながるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。事選挙に関しましては、無線というのは余り使いたくない。何か情報漏えいとか、そういうこともございますので、そういうことは使いたくない。有線のLANとして使いたいというふうに考えてます。有線のLANが使えるのは会見の庁舎、天萬の庁舎ということになります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。旧会見役場の会見庁舎のほうでは、有線LANが使えるっていうふうに理解いたしました。

それと、先ほどずっと聞いております経費の件ですけれども、これも12月議会で質問しましたけれども、南部町のほうの経費の持ち出し、これほとんどないっていうふうに考えてよろしいんでしょうか。今回、すぐあります県知事選挙、県議会議員選挙、それから7月にやります参議院議員選挙ですけれども。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。今年度提案しております、31年度の提案ですけれども、当初予算のほう見ていただければわかるかというふうに思いますが、基本的には国、県の委託金を使いまして運営する予定にしております。それよりもはみ出る部分が若干あるかというふうに思いますけれども、できるだけ町費を使わないような運営をしてみたいというふうに思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 経費の件、わかりました。

3番目に、今度、人員の問題なんですけれども、現在、選挙管理委員の方はこれ何人おられて、期日前投票所を設置する場合、現在1カ所ですけれども、最低お一人配置するという形になって

るのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。現在、選挙管理委員の数は4名となっております。それに補充員が2人おりますので、基本的には選挙管理委員の中で回していくこととなりますが、期日前投票について、管理者につきましては1名の選挙管理委員を充てるように考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 次に、職務代理者なんですけれども、これは町の課長級以上の方が務められるっていうふうに先ほどお伺いしました。当然、お一人、これが期日前投票期間中、これも持ち回りというか、かわりがわりでお一人がついてるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。職務代理者につきましては、町の課長補佐以上ということになりますので、実際、16日期日前投票期間がありますので、16人ローテーションでつくことになります。1人1日ということになります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 3番目の職務従事者なんですけれども、こちらはほかの役場の方がされるっていうことですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。事務従事者につきましては、管理職以下、課長補佐以下の職員が当たるようになります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 職務従事者については、これは先ほど委員長の説明だと特別規定がないっていうことだったんですけれども、一般の方でも可能なのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。一般の方でも可能だというふうに思いますけれども、選挙の安全性といいますか、職務の遂行性とか、そういうことを考えますと、役場職員が妥当ではないかという判断をしてるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 事務従事者について、もう一点だけお伺いしておきます。過去に一般の方を用いたということはありますか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。私の知り得る限りでは、今のところ、そういった事例はないというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 先ほど、安全性の問題から一般職員の方を使っているっていうことだったんですけども、過去、何回か選挙があっただけですけども、全く問題は起こってなかったんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。過去、全く問題はなかったかと言われると、なかったとは言えない。ここで言うのがどうなのかわかりませんが、間違ったこともあったというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 人員のことは大体わかりました。

それと最後、4番目で、安全性の問題なんですけれども、この安全性の問題、現在、会見地区は庁舎のほうで当日投票所を持っています。これは安全であるから現在使っている、そういうふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。そのとおり考えられて結構だと思います。庁舎ということもございまして、施錠の関係もございまして、その辺ちゃんと確保できるような体制のところが必要だというふうに考えておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） それであれば、もちろん当日、投票はそこで行うんですけども、期日前投票所をそこに同じく設けるっていうのは可能なんじゃないんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。適切な管理執行が務められる場所ということになっておりますので、議員おっしゃるとおり、そこはもう安全の確保はできているというふうに思います。期日前投票所としても、一つの、何ていいますか、検討の中には入るべきものだというふうに理解をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 陶山町長、いかがでしょう。私、一般質問である程度クリアできたんじゃないかなとは思ってるんですけども、会見地区のほうに、試験的に期日前投票所を設置すること、これ一度考えられたらどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この選挙の問題は、町長がコントロールするような課題ではないと。ですから、委員会を設けて、教育と同じようにそこで、専門的な観点でやっていくのが、公正なスタイルだろうと思っています。十分御議論いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） ちょっと質問を変えます。陶山町長は、なら、期日前投票所の設置に関して、全く権限を持っていらっしゃるということなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。予算の提案権以外はないと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） それでは、最終的に期日前投票所の設置に関しては、委員長のほうの権限と、それから委員長が開催される委員会の権限ということになるんでしょうか。これ、ちょっとお聞きしておきたいんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。期日前投票所の設置に関しては、やはり選挙管理委員会でもんでいただいて、最終的には委員長の判断ということになると思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） わかりました。ぜひ検討していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、産業廃棄物最終処分場の分の問題について、取り上げさせていただきます。陶山町長のほうから、搬入許可をとっているか確認しているかっていう質問に、搬入の届け出があったことは確認しているってということだったんですけども、それ以外、アークコーポレーションの今回の再開に当たって、確認しておかなければならないこと、そういったことは何かありませんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） もう一度聞いてみたら、答えて。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） それでは、追加で質問させていただきます。まず、水質検査の件ですけれども、これ、結果は確認されておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。水質検査につきましては、場内のほうの水質のほうを搬入される前に採取されて、検査に出されておりました、問題はなかったと聞いております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。水質検査の回数が覚書の中に定められているんですけれども、今回、1回目が終わってますけれども、それ以降は予定は決まっているんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。水質検査の今後の予定につきましては、まだ決まっておりません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 水質検査の回数ですけれども、生活環境項目と健康項目を年3回以上、河川項目を年5回以上、トータルすると8回以上するような形になってます。一緒にできるのであれば5回ということになるんですけれども、今回、1回目は終わっている以上、あと4回は最低しなければならないと思うんですが、これの計画については今考えられておられますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。今のところはまだ未定となっております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 年度内にされるのは間違いないですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。年度内ですけども、まだ搬入が数回ですけども、今のところまだ予定は立っておりません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、年度内って言いましたけれども、4月1日以降、ここの1月にあったみたいですので、12月までに、それまでに4回は計画されるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。協定書ありますので、年度内、年度内とい
いますか、今後、水質検査を行っていかれると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 展開検査の立ち会いについてなんですけれども、立ち会いの前の
展開検査の体制についてなんですけど、これ、現在、アークコーポレーションさんのほうがトラッ
クで搬入に来られます。このときの体制っていうのは、どういう形になっているんでしょうか。
要するに、運転手は最低1人おられると思うんですけども、それ以外の人っていうのは一緒に
おられるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。現場の体制ですけども、もちろん技術管理
者の方も一緒に来られてます。運転手の方も来られます。それをトラックからおろして処分され
る重機の運転手の方もおられて、毎回3人来られております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 先方が3人で来られます。それで、その都度、町の職員の方が立
ち会いに立たれるということなんですけれども、この展開検査、こういった形で行っているのか。
済みません、もう一度お答えをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。体制ですけども、トラックのほうの荷台に
積んでありますフレコンバッグのほうを重機のほうでつり上げて、下のほうに、地面のほうにお
ろしまして、その袋のほうは上面が二重になっておりますので、中をあけて、目視で何が入って
るか確認して、マニフェストも確認して、また袋を閉めて、重機で処分場に入れて覆土をする
ということになってます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） その後なんですけれども、土で覆うところまでは確認されるん
でしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。覆土されるまで確認しております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 物資の確認の部分なんですけれども、これ、フレコンの袋をあけ
て目視で確認っていうことなんですけど、これ、非飛散性アスベストであるっていうことの確認は

簡単にできるもんなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。もちろん現物も確認しますが、マニフェストのほうも確認しますので、何を持ってこられてるかっていうことは確認できます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 話が飛びますが、私、ずっと言いなれてるもんですから、非飛散性アスベスト、飛散性アスベストっていう言い方をずっと使わせていただいていますし、この後もずっとこれで通す予定なんですけど、非飛散性アスベストっていうのが存在しないっていうのは御存じでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前9時47分休憩

.....
午前9時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） まず、アスベストの種類についてなんですけれども、非飛散性アスベストっていうものと、飛散性アスベストっていう区分があります。ところが、実際には非飛散性アスベストっていうくくりはありません。あるのは、飛散性アスベスト、一番危険なアスベストが1つあるだけで、それ以外のものを全部ひっくりまとめて、非飛散性アスベストっていう大きなくくりでやっています。そのために、非飛散性アスベストっていうものは、物すごく多くのものが含まれます。その中には必ず、危険性が多少含まれるもの、これがあります。

その中で、これは環境省、これが出してきた書類なんですけれども、この中にこういうふうに出ています。「産業物行政については、かねてから御尽力いただいているところですが、特別管理産業廃棄物である廃石綿等以外のアスベストを含有する成形品が廃棄物となったもの、すなわち非飛散性アスベスト廃棄物については、その取扱い方によっては、表面及び破断面からアスベストが飛散するおそれがあることから、環境省で検討委員会を開催して、その適正な処取扱いについて検討してきました」、こういうふうにあります。非飛散性アスベストって言いながら、実はこれ大変危険なものです。特にそういう可能性があるので、新たにこれ平成17年、最終的には18年から19年にかけて最終的にまとまるんですけども、非飛散性アスベストについては取り扱いが今慎重になっています。

それと、もう一点、飛散性アスベストと非飛散性アスベスト、これは法律用語ではありません。まず、飛散性アスベスト、これはどういうふうになっているかという、廃石綿等、古くなった「せきめん」「いしわた」、これ全てひっくるめて、これがもともとの飛散性アスベストって言われているものです。それ以外のものが全部、非飛散性アスベストです。だから、非飛散性アスベストっていう言い方はしておりません。どういう言い方か、石綿含有産業廃棄物、石綿を含んだもの全部ひっくるめて非飛散性アスベストっていうふうに見当しています。

そして、今も言いましたとおり、この扱いについては非飛散性アスベスト、私のほうずっとこれで通ささせていただきますけれども、非飛散性アスベストっていうのは大変取り扱いが難しい、慎重に取り扱わなければならない。こういう問題になっております。

まず、ここまで私説明したんですけれども、これらについてある程度知ってる方、いらっしゃいましたでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私の勉強不足の点があるとは思いますが、今言われた結果をもって、廃棄物の行政が変わって、産業廃棄物の処分に関する規定が厳しくなったというぐあいに私は認識しております。今言われた17年から19年、いろいろな面で国のほうの検討の結果が、産業廃棄物行政に大きく影響してるんだろーと思ってます。今の結果がそれであって、その結果にもう遵守しながら、今回の協定でもありますように、さらに町も、職員が、または委託した人がきちんと見て、目視で確認を一緒にするという事で、町民の皆さんに安全の確保を図りたいとこう思ってるところです。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 陶山町長、目視のことを言われましたけれども、先ほど課長のほうから、展開検査のときにフレコンあけて、その中を確認したとあります。それと、あと、持ってきたフレコンについて、残量がどうも違うので、中に入ってる量が多かったり少なかったり、トラックは同じだけれども積み込んできた数が違うっていうことがございました。なぜ、そういうふうなことが起きてるかっていうことの原因なんですけれども、これ、非飛散性アスベスト、これに関しては解体したらいけないっていうふうに言われてます。要するに、細かく砕いたら飛散する可能性があるんで、それができない。だから、そのままの大きさをフレコンの袋の中に入れて運んで、そのまま埋めなければならない。要するに、外に出したりしたらいけないっていう、そういうものです。それがあからこそ、18年、19年にかけて、その規制が厳しくなってます。

このことに関して、あと、もう一点言うておきます。今回、フレコンを運んできて、それで設置して、おろして、それから土で埋めてっていうふうになってます。それで、埋める場所なんですけれども、手前から埋めているっていうふうにお伺いしておりますけれども、この埋め方、現在ある、多分、お盆状になっている土地があるというふうにご考えておりますけれども、これ端から順番にずうっと置いてって、それで現在の土地の高さまで、それまで土を埋めていくっていう、そういう形をとるような予定になってるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。埋め方の、どこまで埋め立てるかって、その予定まではちょっと把握しておりません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） これ、将来的な問題なんですけれども、フレコンで持ってきて、埋めて土をかけます。それでずっと埋めてった場合、最終的には土地の高さは現在くぼんでいるところよりも上になり、最終的には現在の土地と同じ高さになると思います。それがずっと続いていった場合、最終的には端っただけが残るんじゃないかと思います。もしくは、手前から順繰り順繰りに埋めていくのであれば、手前だけからがずっと埋まって行って、最終的には奥だけが残って、それで埋める、そういう形になる。どっちかの形にしかならないと思います。

ただ、その場合、トラックは一体どこを通るのか。これが大きな問題になります。トラックが、埋めてある非飛散性アスベスト、これを含むフレコンを埋めたところ、これの上を通る場合、これに対しても規定があります。転圧をかける場合、転圧を直接かけてはならないって規定が入ってます。現在、埋め立てが始まったばかりですので、どういう形になるかわかりませんが、最終的に手前から埋めていった場合、どう考えても最終的にはトラックがその上を通らなければならなくなります。その場合、埋めてある非飛散性アスベストに対して、転圧をかける形になります。転圧がかかった場合、この場合、何かの形でフレコンが破れた場合、そうなった場合、飛散する可能性が出てきます。しかも、転圧がかかりますから、現在、崩してはならないという形で運搬してきたはずの非飛散性アスベストの塊が崩れる場合があります。そうなった場合、もちろん飛散する可能性が出てきます。こういった点があることから、非飛散性アスベスト、現在扱っておりますけれども、非常に危険なものである、そういうふうにご考えております。

それで、最終的に質問に戻るんですけれども、現在、水質検査を行った場合、その水質検査、結果によっては協定書の中で停止処分を設けることも可能である、そういったうたい方がされております。まず、現在、大きく数字として出てくるのは水質検査のところではないと、はっき

りした数字としてあらわれることはないのではないかと私考えております。もし、水質検査で異常な数値が出た場合、陶山町長、それなりの対応はされるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 仮の話にお答えできませんけれども、水質に異常値が出た場合には、しかるべき措置を県とともにするということになるだろうと思います、県行政がそういう方針を打ち出されると。もし、打ち出されなかった場合には、町としてもそのことに対して申し添えたいと、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 今回の非飛散性アスベストの問題ですけれども、多分出てくるのは、水質検査の中で数値として出てくるしかありません。ぜひ、水質検査のほうを定期的に行うことと、それから町のほうの職員の方が立ち会われるということですので、ぜひ、そのあたりしっかり監視のほうをよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で1番、加藤学君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は10時15分にしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

続いて、9番、景山浩君の質問を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、西伯病院の経営方針について質問させていただきます。

町立西伯病院は昭和26年の開設以来、67年の長きにわたり、地元の自治体病院として住民への医療提供の中心的役割を担い続けています。私自身も、通常の通院による診察、治療、健康診断はもとより、入院治療を受けたことがありましたし、父や祖母、妻も入院でお世話になり、祖母は病院のベッドで息を引き取りました。妻は産婦人科で息子を出産し、娘は整形外科でスポーツで痛めた足首の腱の手術を受けました。家から近い、何かあったらすぐに駆けつけられる町内

で入院して治療が受けられるという、個人医院とはまた違った安心感を私たちは享受してきたわけです。

このように、我が家だけでなく多くの町民の皆様の人生のさまざまな場面で力になり、重要な役割を果たしてきた西伯病院の経営が、今日、開設以来最大と云っていい危機を迎え、病院としての大きな岐路に立たされています。地域の人口減少や医療ニーズの変化による患者数の減少、研修医制度導入による地方医院の医師不足、たび重なる診療報酬制度の改定による診療報酬額の引き下げなど、国の医療制度に対する大きな方針転換、そして、それらに端を発する他の医療機関との競合の激化などの厳しい経営環境変化が経営収支の悪化となってあらわれてきています。今後も地域住民から期待されている地域医療の供給者としての役割を担い続けていくためには、経営悪化の原因の究明や、それに対する対応策の立案、実施による病院自身の経営努力はもとより、自治体病院としての存在意義やあるべき姿をもう一度見直し、今後の西伯病院をどうしていくのかという経営に対する明確な方針を、町長や執行部、議会、そして町民の皆さんも一緒になって考えていかなければならない時期に来ていると考えます。

そこでお尋ねします。1番、今後の西伯病院の存在意義、町政の中での位置づけ、あるべき姿をどのようにお考えでしょうか。

2番、各経営指標の目標をどう定め、そして、その実現のためにどのような方策をとっていくお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 景山議員から、2点にわたり御質問をいただきました。

最初の御質問、今後の西伯病院の存在意義、町政の中での位置づけ、あるべき姿をどのように考えるかにお答えいたします。

西伯病院は、県内唯一の一般科、精神科をあわせ持つ町立病院として、365日、24時間の医療提供体制を整えております。高齢化が進む南部町にあって、住民の健康長寿は地域が存続していくための大きな鍵であり、西伯病院の存在意義は、まず何よりも身近に病院があって、いつでも受診できるという、今の受け入れ体制による安心感を将来にわたって維持することにあると考えています。そのために、医師を初めとする医療スタッフを充実させ、医療水準を確保し、安心安全な医療提供をすることによって、住民の皆様を守り、健康長寿のまちづくりに寄与することが最大の使命であります。

当院は198の病床を有しておりますが、2013年度、86.72%の利用率、これは171.

7人でございます、であった病床利用率は、2017年度では85.98%となり、これは170.2人でございます。4年間で0.74%、1.5人減少しました。また、1日当たりの外来患者数は272.1人から230.9人と、41.2人減少となっています。医業収入の状況を見れば、2013年度では19億3,721万円、2017年度には18億7,702万円となり、6,019万円減少しました。初めて19万円を下回りました。また、2013年度決算においては、254万円の経常利益を計上いたしましたが、2017年度では5,514万円の赤字となっております。

町政の中での位置づけは、自治体病院は地方公営企業として独立採算が求められていますが、西伯病院は採算性を伴わない政策医療としての子育て施策や学校健診等の小児科の運営、24時間救急対応等も担っていることを要因として、収益性は低いものとなっております。

2番目の御質問、各経営指標の目標をどう定め、そしてその実現のためにどのような方策をとっていく考えかについてお答えします。

2019年度の病院事業収入目標は、近年の医療需要減少傾向に鑑み、2018年度目標の1.4%減、24億1,470万円、1日当たりの病床利用人数は1人減の172人としましたが、確保のための努力が必要と考えております。西伯病院の変わらぬ経営理念、地域住民への安心の提供を実現するために、2019年度経営方針にあるべき地域医療の実践を定め、その具体的な方策として、1、時代に沿った上質な医療提供、2、在宅医療、地域包括医療の提供、3、予防医療と健康意識の向上、4、国の医療行政の流れに沿った医療提供、5、病診、病院と診療所でございます、病院と病院、病病、病施設、病院と施設、連携を推進していきます。

2018年度、常勤医師が3名減り、2018年度当初は医師の当直回数の増加、入院主治医としての負担増があり、医師の高齢化も進みました。その現状について、医大を初めとする関係箇所に繰り返し御説明し、医師の派遣をお願いしてきた努力が実りまして、2019年度当初から常勤医師1名、また当直ができる非常勤医師1名をそれぞれ新たに確保することができました。

医療機器の更新は高額で、病院経営の大きなネックではありますが、医療レベルの維持向上には不可欠であり、投資が集中しないように平準化を実行しております。

2020年度以降、鳥大医学部研修プログラムの実践病院として、医師の卒業後、初期臨床研修の体制が整い、受け入れ対応が可能となりました。聞きますと、地域医療の舞台で総合医を目指す医学生もおられるとのこと。日野川流域で地域医療を担う西伯病院にとって、明るい情報と受けとめています。

2017年度の医療報酬改定により、5年以内には現在20床あります介護療養病床を他の機能に転換するか、廃止することが求められています。昨年10月、医療、福祉に特化した経営コ

ンサルト会社と契約を交わしました。まず、今年度は介護療養病床20床のあり方についての方向性を見出します。続いて、来年度、西伯病院が将来にわたりまして、この地において、地域の皆様のために存続できる医療体制を見定めてまいります。

日本医師会のデータなどによりますと、南部町は2015年度時点、人口1万950人、高齢化率34%となっており、10年後には高齢化率38.9%と推計されています。人口構造から見ますと、2020年までは、医療、介護の需要は伸びることが推察されますが、実際の南部町を取り巻く医療需要は既に2015年から減少傾向にあり、介護需要については2020年までは増加傾向が示されておりますが、2045年には2015年よりも減少することが示されています。このような分析、そして病院各部署の意見も踏まえて、将来にわたって望ましい病院機能を描き、西伯病院のあり方協議会にも図ってまいります。

人生100年時代を迎えています。人の限界寿命は120歳、病院で人生を終えられる方もいます。元気に退院される方、治療、リハビリに来られる方、診察に来られる方、いろいろな方をお迎えします。玄関のお迎え、車の乗りおりのお手伝い、明るい受付、丁寧な診察と検査、親身なりハビリ、真心の食事、清潔な清掃、あらゆる部署で安心を提供できる病院を目指します。病院としてのあるべき医療機能と職員の意気込みは、西伯病院号が前進する両輪であります。この両輪がそろふことが、将来にわたって、町民の皆様にご信頼され、必要とされる西伯病院として存続できる道であると思っております。

以上、答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君の再質問を許します。

景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 御答弁ありがとうございました。これから、今答弁いただきましたこととダブる部分も出てくると思いますけれども、細かいことにつきまして、一つずつ再度確認をさせていただきたいというふうに思います。

まず、管理者とともに、町長にもお尋ねをしたいわけですが、自治体病院として、例えば過疎医療ですとか医療困難地域医療、不採算の産婦人科、小児科等々、そういうふうに自治体病院の使命というのは定義をされているわけです。

我が南部町で、西伯病院が町民に対して、実際に自治体病院ならではの、自治体病院としての提供できているメリットというものをどのようにお考えなのか、それぞれ伺わせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。最近、院長先生、そして事務部長、そ

してスタッフの方、いろんな方と話すことがあります。やはり、西伯病院の最大のメリットは身近に、町内、生活の中に病院がある。田んぼからトラックに乗って駆けつけていただくこともできます。今、黄色いバスも日ノ丸バスも、南さいはくデマンドバスも全て、病院の玄関に横づけになっております。それが一番ですね、安心の一番。

そして、これ院長先生が言うんですけど、医師の立場からすると、患者の方の生活が見えるということです。これ、例えば米子の病院へ行きますと、これ、一病人であります、西伯病院に来ていただきますと、この西日本唯一の里地里山の一人一人の患者の方の生活が見える。これは、治療にはもちろん、治療が終わって在宅なり施設に行かれたりするときも非常に有効な情報だと。これは院長先生のお言葉でございます。そのことだと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私たちは、ここにおられる皆さん、ほぼ人生の中で病院があるのが当たり前で暮らしておられますので、ないところの暮らしというのはあんまり考えておられないと思います。そういう中で、よく他の首長からは、南部町は病院があって大変だなという意見もある一方で、病院があるからいいなと、病院があるからできる健康政策だとか、病院があるからできる住民への安心の提供であるだとか、そういうことは他の市町村にとっては決してまねができるような代物ではないわけです。今、公立病院をつくろうとしても、決してできるものではありません。そういう面で、私はこの病院に対して、住民に対して大きなサービスを提供している館だと思っています。それをどうやって皆さんと存続をさせていくのか、次の世代までつなげていくのか、これはきのうも話しておられましたように、社会的共通資本として重要なもんだと、お互いに住民の皆さんと共通の気持ちで大切にすることもだと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） それぞれお答えをいただきました。私たちも今までは、つい何年前までは、今町長がおっしゃったように病院があるのが当たり前、なおかつ、とっても恵まれた地域ですので、車で15分ぐらいで最先端の医療が受けられる大学の病院があり、それに準ずるような病院も幾つもありといったような非常に恵まれた医療環境で生活をしているのが実態のところだと思います。ただ、身近な西伯病院というものがなくなった場合に、もし、私たちが万が一病気になったとき、けがをしたとき、どういった事態が出るのかっていうのは、私自身もこれからしっかり考えていかんといけんというふうに改めて感じました。

それでは、町長、管理者もできればお答えいただきたいんですが、先ほどの病院の存在意義と関連をしますけれども、町の福祉政策とか健康政策、こういったものにも西伯病院というのは非

常に大きな役割を担ってきているんだろうと思います。その政策実現のためにどのような意義を持って、実際にどんな成果が上がっているのかということをお教えいただきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。少し難しい御質問なんですけど、健康政策、そして福祉政策、もちろん違うわけでありまして。特に、健康政策、どこの病院でも、やはり健康意識のレベルアップ、健康講座とか、いわゆる専門の資格を持った病院の技術者といえますか、医療技術者によりまして、健康の意識づけ、そういったものをきちんとやらせていただいております、かなり町民の方にもお聞き願ってる。そして、福祉政策、私自身もちょっと難しいかもしれませんが、やはり人間が南部町に生まれて、南部町で安心して、安心して死ぬっていうとおかしいんですけど、いわゆるゆったり人生を過ごして、有意義な人生を送る。そういったところに、やはり病院は、病院の医療技術としてきちんと貢献できると、このように考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私は病院にも勤務したことがありますので、現場から見れば、やはり小さなけが、日曜日、仕事で外来の受け付けをしたり、夜間の受け付けをしたりした中で、幼顔を抱いて、熱があるだとか、けがをしたらだとか、脱臼や骨折をしたらだとか、そういう方々が飛び込んでこられます。こういうのはなかなか目につきませんが、非常に頼りにされてると思っています。

もう一方は、これも余り知られてないかもしれませんが、内視鏡の検査の件数はもうピカ一だと思っています。胃がんを発見する力というのはやはり内視鏡の、実際にカメラで自分が見た件数によりますけれども、西伯病院のドクターの腕というのは相当なレベルだと私は思っています。大腸検診もそうです。また、極めて早い、スピーディーです。そういうところをぜひとも町民の皆さんも知っていただきたいんですけども、残念ながら、なかなかがん検診は伸びなかったり、大腸がんの検診となると西伯病院を選んでいただいとるかどうかはよくわかりませんが、相当な腕をお持ちのドクターたちがおられます。こういう医療資源というものを大事にしながら、私たちも健康増進、がん対策、そういうことにきちんと向き合っていかなきゃいけないと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 町の中で西伯病院がどういう役割を担い、どういう成果といえますか、を上げているかということをおそれぞれ御回答いただいたわけですが、この医療政策、

医療だけを見ても、医療政策がどんどん進んでいき、医療技術がどんどん上がっていくと、医療需要ってというのはだんだん減少していくというトレードオフ、二律背反の関係にあるわけですが、非常に重要な役割を担っていただいているとはいえ、やはり患者数が減り、入院者数が減り、外来者数が減り、収支の状況が、バランスが崩れてきて、税金投入がどんどん大きくなっていくという状況では、どこら辺まで、その機能の重要性を認識しながらも組織を支えていけるのかどうかといったようなところが非常に重要な議論になってくるというふうに考えます。

町長、お尋ねします。これ、具体的にどの線ということは言えんとは思いますが、どういったレベルのところ、どういった状態のところまで、町として、町民として、税金でそこら辺の医療体制、病院の体制というものを維持していけるのか、いくべきなのかということ、検討されたことはおありでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。ここに、28年度につくりました病院の改革プランがあります。この前の改革プランは、私が病院にいたときにつくりました。やはり改革プランによって、5年スパンで必要な機器だとか修繕だとか、それから人件費であったり、何を求める医療を求めめるかによって、それに要する費用というものを出して、さらには医業収益はどれだけ見込めるのか、これは人口の問題であったり、それから何を指すのかっていう、お店で言う客単価ですよ、1人当たりの医療費、医業収益っていうものをどのぐらい見込むかによって出すんですけども、その相違がやはり行政が応援しなくちゃいけない額だろうと思います。これを繰り出し基準という一定のルールの中で、5年間、単年度当たりここまでだったら行政として、先ほど言いました社会共通資本として、教育であったり医療であったり福祉と同程度に、やはり病院の中に、これだけはやっぱり応援しなければ医療がなくなってしまいますねというところを、やはり議論するのが大事だろうと思っています。

今回の話でもありましたように、31年度にこういう改革プラン、病院の今後のプランというものをつくるというぐあいに言っておられますので、そういう中に行政もしっかりと入り込みながら、今後の病院経営というものをやっていきたい。単純に幾らであればということではないと思っています。できるだけ、それは支出が少ないほうがいいんでしょうけれども、昨今の医療事情からいけばそうもいかないと。したがって、改革プランできちんと、5年間ぐらいの医療水準というもの、また財政水準というものを決めなくちゃいけないと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 片方は、間違えようのないお金という単位の金額、片方は地域で

果たす役割ですとか、住民のメリット、そういったお金になかなか換算できないものでの見合いというものは、非常に私も難しいんだらうなというふうに思いますが、それでもやっぱり片方が大きく、余りにも大きくなっていった場合には考えていかざるを得ない問題だらうというふうに思います。

全国的に、他の自治体ではダウンサイジング、規模縮小をするですとか、指定管理による公設民営への移行、ないしは地方独立行政法人化といったような、病院の経営形態に手を入れる。特に、大都市なんかはほとんどがもう直営ではなくなっているようです。そういった手法がとられています、このような手法について、管理者、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。間違いなく、もう社会といいますか、私どもの住む社会は縮小しております。町長のお言葉をおかりしますと、縮充という言葉もありまして、これは縮んでいくんだけど、いわゆる充実するといいますか、そういった概念でございますが、間違いなく人口は減っております。そうすると、当然、先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたが、実際もそうなっておりますが、人口は減っていきます。今、景山議員の御指摘のように、もう減るのは間違いありません。そこで、今の町立公営企業として成り立つか、そこは今の実際世の中にあります法人化、そういったことは十分、十分といいますか、当然、これからきちんと向き合っていく勉強課題だと認識しております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。病院が独法化したときの後に病院に入りましたので、よくそのことはわかってるつもりです。それによって本当にメリットがあれば向かうべきでしょうけれども、公立病院として今やっている西伯病院にとって、それが本当にメリットになるのか、町民にとってメリットになるのかっていうのは、当時は疑問だなということで、病院の改革プランの中では公立病院としてやるんだという方向で進みました。常に、5年、10年も待たない間に医療政策っていうのは変わっていきますので、ましてや先ほどから管理者も言われてます、人口が縮小する社会ですので、さらに厳しさは増してくると思います。198床の病床数を何床にして、どんな医療をするのかということがやはり大事なことであって、経営をどうするのかっていうのはその次についてくるだろうと思いますので、改革プランを通じながら、その辺の検討をしていただけるものと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 病院のあるべき姿とか意義、そういうことを伺ってきたわけです。

もう少し明確に、あるべき姿を示す必要があるのではないかなというふうに、私感じさせていただきました。なおかつ、このあるべき姿っていうのは、じゃあ、それを明確にする時期が1年後なのか2年後なのか、改革プランを掲げて3年後とすれば、3年後にさらに事情がよくなればいいんですけども、多分さらに悪化している。その時点でのあるべき姿というのをぜひ、そこに至るまでに、早い時期に示していただきたい。これは行政の問題、もちろん行政の問題なんですけれども、実際にサービスを受ける多くの方というのは町民の皆さんですので、非常に関心がこれからは急速に高まるのではないかなというふうに思います。そこら辺のところはお願いをしておきたいところです。

では、あるべき姿はもちろんなんですけれども、とはいうものの、目先の、今の状況を何とか悪化を食い止めていかないといけない、ないしは、できることならプラスに持っていかないといけないということで、少しお話を聞かせていただきたいと思います。

管理者の冒頭の答弁にもございましたけれども、人口の減少とか、1人当たりの医療費の推計とか、そういうことから今後、病院の収支がどのように推移していくのか。一次、二次医療圏の人口の動態、そして1人当たりの医療費の動態、そして病院の圏域内でのシェアの問題、ここら辺で病院の経営成績っていうのがどうなるか、自動的にほぼ決まってくるような話だと思いますが、そのあたり病院のほうではどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。先ほど町長のほうから、平成28年度に策定をしました改革プラン、この中にも、現状、西伯病院を取り巻く環境の部分に触れてございます。当然、その中に人口減少等々も加味をして計画を策定をしてございますが、実は町長の施政方針のほうにもありましたけれども、あれから約3年を得て、非常に医療を取り巻く環境が変わっております。人口の減少、それと高齢化につきましても、今後、社人研の統計等々によりますと、この改革プランよりも少し進捗状況が早いといいたいまいしょうか、そういう状況になっております。

それと、一番、少しショックだったのは、これ日本医師会の統計資料にもありますけれども、管理者の答弁の中にも少しありましたけれども、南部町を取り巻く医療需要につきましても、もう2015年、平成27年度ですか、このあたりから減少している傾向があるという状況になっています。

それと、西伯病院のほうは、そういう意味ではこの医療需要の減少の要因につきましても、この間の公衆衛生の発展、あるいは食生活の向上等々によって、平均寿命あるいは健康寿命のほう

が延伸をしているというような要因もあろうというふうに考えております。とりわけ、予防医療を含めた医療の貢献という意味では、非常に西伯病院の役割は大きいのではなかろうかなというふうに思っています。

そういう状況の中では、1人当たりの医療費という部分も、管理者の答弁にございました、患者数の減少、先ほどの医療需要の問題もあろうかと思いますが、患者数の減少によりまして少し、年々減少傾向にあるということでございます。

済みません、また、以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、もう少し数字として、何%どうなるといったようなところを見ていかないと、どう判断していいのかな。減ることはわかっていますし、そこら辺お答えいただけませんかでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 病院事務部長でございます。昨今の決算見込み等々でございますけれども、平成29年度までは、入院患者数につきましては1日当たり170人を確保してきた状況でございますが、本年度の決算見込みといいたまいますか、見込みでは、入院患者数につきましては165人と大きく減少となる見込みとしています。一方、1日当たりの外来患者数は平成25年の272人から、この間、毎年10人ずつ減少し、本年度は220人になるというふうに見込んでおります。それとあわせまして、平成30年度の入院の平均単価につきましては、約2万700円を見込んでおります。前年と大きな変動はございませんけれども、先ほど申し上げましたように、患者数の減少によりまして、対前年比2,600万円程度減少するであろうというふうに見込んでおります。また、外来単価につきましては、全体平均8,000円程度となっております。本年度は約200円程度減少し、7,800円になろうというふうに見込んでおりますが、患者数の大きな減少もありますし、収益も4,300万程度減収になるというふうな見込みを持っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 国保のほうは、予算的には療養給付費伸びています。伸びる予算になっています。そして、確かに人口は減るんですが、先ほどからおっしゃってますように、寿命が延びていくっていうことは、受診期間ですとか治療期間も、1人当たりの、これは伸びていくことになるんだろうなと思います。そうすると、入院単価、治療単価っていうのは国の政策にも非常に大きく影響されるので、一概には言えないと思うんですけれども、ここら辺のところ

が下がっていている。ないしは、トータルの医療費って国全体ではもちろん伸びていってるわけですので、この医療圏の中での西伯病院のシェアがちょっと縮んでるっていうことは、どうお考えになってますでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事務部長、中前三紀夫君。

○病院事務部長（中前三紀夫君） 事務部長でございます。景山議員さんのほうが、壇上からの御質問の中でもございました、西伯病院の環境は、隣接する米子市には時間的にも非常に移動は簡便でございます。そういう米子市の中には鳥取大学附属病院を核とした多くの医療機関があり、住民の皆さん方にとっては非常に恵まれた医療環境であろうというふうに思っています。そういう意味では、反面、西伯病院にとっては、いわゆる競合が多い立地環境であろうというふうに認識しております。そういう中で、西伯病院の診療医療圏につきましては、南部町を中心に西部医療圏、あるいは鳥根県の旧伯太町の地域となっております。

そういう状況の中で、管理者の答弁にもございました、町民の一番身近にある町内唯一のベッドを持った病院であるという状況の中で、先ほど、冒頭申し上げましたけれども、人口減少と並行して高齢化が進展する状況においては、非常に患者数の確保に苦慮しているというところが本音でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） そうしますと、経営状況の悪化、いろんな原因はあろうかと思いますが、これに対処していくためには対策をとり得る最大の今現在の問題とか課題、こういうものを特定をしていく必要があるのかなという気がしております。今、医療単価とか入院単価についてはなかなか、これ、国の方針、政策なので、独自に対策をとるということは非常に難しい。

ですので、来院患者数とか入院者数を、落ち込みをできるだけとめていくためには、多分、今、西伯病院が抱えてるのは、その医療圏内での患者の確保、シェアの維持というところが一番の問題、課題なのかなという気がいたしますが、管理者、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 1つ実例申し上げます。病院に来ていただいているおばあさんから、私頼まれました。後期高齢者の御夫婦ですが、夫婦2人で暮らしておられまして、おばあちゃんは西伯病院に一生懸命通ってきてくれます。家には、おじいさんは病院に来なくてもいいんですけど、要するに生活できません、おばあちゃんがないと。御飯がつくれない、風呂も入れない。歩けるんです、そのおじいちゃんが家におるんです。それで、私頼まれたのは、私が、おばあちゃんですよ、このまま病院に入院することになったら、おじいちゃんも入院させてもら

えるかや。私、わかりませんでした。待って、おじいちゃん、ぴんぴん歩いとるとし、どうかなということでも聞いたら、できる。レスパイト入院とかいう。昔は、以前は、社会入院とか言われてまして、いわゆる保険財政を、要するに、何ていいますか、病人ではない人をむやみに病院にとると、保険当然使うわけですから、保険行政でだめだっっちゃうことがあった時代があった。今は、いわゆるまさに老老介護、2人合わせて0.8人分ぐらいの生活してる人はいっぱいいます。今のように、例えばおばあちゃんが元気で、大阪に住んでる孫のとこ行くときに、おじいちゃん1人残して行けない。そのとき入院できるんです。そういうことわかりました、私知らなかった。私、1月30日に、町が主宰します地域振興協議会の会長さんが全部集まる会議、初めて参加させていただきまして、このことを紹介しました。このようなことで、病院に親しみ、何遍も言いますが、そういった概念でなくてやはり、まだまだ地元の人に病院を使っていただく、何ていいますか、場はあるんじゃないかと思っております。それ、本当一例ですけど、そのようなことも一生懸命取り組んでるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 課題といいますか、問題、そこのところを今管理者から伺ったわけですけども、じゃあ、具体的にその問題、課題を解決する、解決の方策というものを出していかんといけんわけです。もっともっと知ってもらって、もっともっと来てもらおうと。これを、こういう状況下、どういうふうにしたいというふうにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。私は、病院、いろんな会議やったり、いろんなデータが、もう膨大なデータがありまして、その入院、いろんな患者様のデータあります、いろんなデータありまして、いろんな会議やっていますが、私はもっともっと、まず病院の中で今のレスパイト入院にしましても、以前はどっちかという、これ介護と医療と両方あるんですけどね、ちょっとまあ何ていいますか、お断りっちゃうときもあったわけですね。今、担当の師長とも話すんですけど、やっぱ師長もそれに危機意識持ってくれてまして、今はそのレスパイトについては、もうとにかく介護と医療と連携して、要するに来られた人はもう一人残らずきちんと対応しようというようなことも、今の現場の師長クラス、これはもう当然、師長の周りにはたくさんの看護師いるわけですけど。そういった人たちも一生懸命、今頑張ってくれて、私、実感としては感じてます。そのような、やはり病院の中がまずきちんと意思統一して頑張ると。頑張るって、ちょっと抽象的で申しわけないんですけど、この辺だと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） もちろん頑張る、頑張ることがもとだと思います。ですが、やっぱりここまで厳然として数字として出てきているものに対しては、現状の数字に対するはっきりとした目標を立てて、その差に対して何をやったらどれぐらい引き上げられるのか、何をやったらどれぐらい引き上げられるのかということの積み上げをもって、解決の方策を設定をしていく必要に……。以前は多分よかったと思うんです、こういう問題があるけん、何とか頑張っていきましょうやっていう、そういった解決方法、方策、方向性の設定でよかったと思うんですが、もうここまで数字として出ていますので、やはり数字として成果が上がるような方策というものを、これから改革プランをもう一度立てていかれるということですので、ぜひ設定をされて、その途中経過というものはしっかりと私どものほうにも示して、何でできんかったのか、もしかしたら何で上回れたのかといったようなところもお示しをいただきたいというふうに思います。

大分時間が経過しましたのであれですけども、最後に、きょうの一般質問でお話をやりとりさせていただいたことを全て含めて、町長、管理者に、今後の西伯病院というのをどういうふうに持っていききたいというのを、改めてもう一度伺わせてください。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。一つ、PRをさせていただきたい。最近、患者の方が、通院される方が花を病院に持ってきてくれます。家にちょっと面倒見切れないんで、病院で面倒見てや。これ、別に病院に面倒を見せるために持ってこられるのではなくて、去年の秋から今、この春、千数百個のチューリップとかビオラとか植えています。これ、ドクター、職員持ち寄って、少し土なんか買わせていただきましたけど、病院は一生懸命、今花を植えてる。花持っていけば病院で一生懸命かわいがってくれるって、患者の方が花を持ってきてくれるんです。私は感激しました。

もう一つ、駐車場ございますが、あそこには平成17年に立派な病院ができたときに水銀灯が12個ついています。この水銀灯1個、これ、私実際はかってもらったんです、電流を。312ワットです、あれ1つ、1個。12個ついていますから3,000、まあちょっと計算できませんけど。これ、はしもとさんをお願いして、ちょっと実験ですよ、LEDにしてみました、1つ。312ワットの水銀灯が12ワットになりました。△300ワット、1灯ですよ。これ、もちろんお金が要ります。予算書にもありましたように、電気代が4,000万円かかっています、今。年間、毎月300万から450万、びっくりしました。えっ。ロビー入っていただきますと、素晴らしい照明がありまして、あれが約3,000ワットぐらいありますね。これは、コスト削減という観点ではなくて、やはり病院が健全に生きていく、皆様に最適な医療を提供するためには、まず足元

といいますか、箱根駅伝で連覇を逃しましたけど、青山学院、あそこの基本理念は体幹なんですね。体幹ちゅうと、体の本当の芯、これを鍛えないとだめだ。まさに病院もそうでありまして、そういった体幹の一つが、私は今の例えば照明をきちんと最適コストのLEDにする。病院の入り口は花で飾って、患者の皆様の気持ちも心身ともにリラックスしていただく。そういった病院で働く職員が一人一人、自分の持ち場を守るんじゃなくて、自分の持ち場をつくっていく。医師も看護師も事務も受付も、そのような病院が、私は生きていけるんじゃないか。

もちろん、景山議員再三言われます収支のことはきちんと管理しながら、議員におっしゃっていただきましたように、31年度、一生懸命私ども考えていきますが、その中でいろんな過程も私は報告したい。やはりいろんな、いろんなといいますか、具体的に取組んで、その結果につきましたはきちんと御説明させていただきたいと思っております。ちょっと抽象的になりましたけど、済みません。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 済みません、ちょっと私の聞き方もよくなかったかもしれません。例えば、病院のアウトカム評価、退院率がどうなってるだとか、治癒率どうなってる、死亡率どうなってる、そういった評価項目に対する状況ですとか、病診連携というお話もさきに出ましたけれども、病病連携とか病診連携、病介連携、そういった外部との連携体制、それと同一法人内でのほかの業種への事業展開、そういったものもあわせてということで、どうお考えかということ、できれば、町長、お聞かせいただきたいなというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今言っておられる病院をどう変えていくのか、変えなくてはいけないっていうことは私もわかってますし、イメージは持ってます。しかし、これは、町長が開設者としてこうやってほしいということをやったのでは、私はこれはいかんのではないかと考えてます。病院の事業管理者を中心に、医療のトップである院長、そして300に及ぶスタッフがおられます。その皆さんと築き上げていくことがこれまでの伝統であり、私は大事なところだろうと思っています。

結論からいえば、高齢化が進みます。単身化も進んでいます、先ほども出てましたよね。そういう住民の皆さんをどう救っていくのかということが一つの大きな使命になろうと思っています。その中で高齢化が進めば認知症も進んできます。幸い、西伯病院には認知症を専門とする精神科がございます。私たちのイメージとは違う、今、精神医療の世界ですので、私もきっと精神科でお世話になりたいと思っておりますし、なると思っています。そういう認知症は避けて通れない高齢化の病

ですので、そういう問題、そういうところに着目しながら、人は生まれて、老いて、病気になって死んでいくわけです。これは誰も逆らうことはできない事実なわけで、この生病老死にしっかりと向き合った病院であり続けるために、しっかりと頑張っていたいただきたいですし、私どもも応援していかなくちゃいけない、そう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） じゃあ、ということでしたので、管理者、病院サイドのほうで方向性をということでした。先ほど、済みません、すごくアバウトな聞き方しました。今のような、例えばアウトカム評価ですとか外部との連携、そういったものも含めて、なおかつ、今、前にも出ましたけれども、介護療養病床の今後どうしていくのか、そういったこともあわせてまとめとして、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。よく言われます、医は算術にあらず、そうだと思います。もちろん医療でもって潤沢な利益を出すなんちゅうことはだめだと思いますが、やはり病院を経営していく最低の、会社でいうと売り上げ、医業収益が必要なわけでありまして、ドクターの方に、ドクター同士、院長先生中心にドクターまとまるわけでありまして、いわゆるそういった収益とか、そういった面は、院長先生からドクターちゅうのはやっぱり酷だと思うんです。やっぱりこの言えるのは、事業管理者しかいない。私はそういった面で、やはり西伯病院で勤務していただいています医師の方には、きちんと私どもの、西伯病院の必要な収益、そういったような話題も、これなかなか難しいんですけどね、今、私、一生懸命考えるんです、言い方を。やはりこれはきちんと伝えるのが私の仕事だと今考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 今回の質問についても、すぐに、じゃあ、こうしたらこういう成果がありますと、これをやって質問されてる問題を解決しますという答えがない。いろいろ探しましたが、そんな成果を上げてるところもほとんど見当たらないと。

ただ、個別的にちっちゃい成果を上げておられるところは、医療、ダイレクトではないですけども、例えばPRを徹底的にやっていっちゃると。先ほどのシェアの獲得ということに関して言えば、例えば外部にどんどんお医者さんとか、そういう方を派遣して、病院が何をやっているのか、どういうところを得意としているのか、どういういい環境で療養してもらえるのか、治療してもらえるのか、そういったことのPRを、例えば自治体の境界を越えてでも、どんどん出かけていっているような例。それとか、病院の待合、今はちょっと短くなりましたけど、

以前は何時間も待ってる間は何もすることがないというときに、大きいスクリーンに、例えば糖尿病に関する知識ですとか予防策ですとか、どういう食生活しましょう、私、痛風持ってますけど、痛風はこうですよみたいなのをずっと流して、意識啓発を図る。それに関連して、あっ、ここも診てもらわんといいけんわみたいな患者さんがふえましたといったような例とか、住民のサポート組織をつくって参画をしていただくといったような、細々とした、ちょっと周辺部分にはなるんでしょうけれども、そういった事例が結構出てまいりました。そういうものもしっかり参考にさせていただきながら、なおかつ、やっぱり一番重要なのは、どの線で支えていくのか、どれぐらいの税金を投入して、どれぐらいのメリットを享受するのかということ、これはもう各自治体で独自に、状況に応じて決めなさいよといったように、いろんなところは書かれているんだなというふうに思いました。

これからも、今回、ちょっと入り口の入り口みたいな質問になりましたが、繰り返し、また質問させていただくと思います。病院のほうもぜひ、いや、前回の質問から今回はこういう成果が上がってこういうふうになったといったような答弁をいただくことを、次回の質問の時点では期待をして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で9番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は11時30分にしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

7番、仲田司朗君の質問を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告のとおり2点について質問させていただきます。

まず、最初は、保育園及び中学校の統廃合計画についてであります。

本町の第2次総合計画の概要が、議会全員協議会において概要報告がありました。この総合計画は、平成31年度から向こう10年間を見据えた計画になっているとのことでした。近年、少子高齢化が全国的に進行していますが、本町でも同じように少子高齢化が進んでいるのです。中

でも子供の出生率の低下が著しく、保育園等の教育環境が日々変わってきているのです。それを裏づけるデータとして、国立社会保障・人口問題研究所のホームページの男女・年齢（5歳）階級別の推計結果、市町村編によりますと、2020年から2030年までの人口で1,290人、ゼロ歳から14歳まで200人以上の児童生徒の人口減少が予想されるとしてあります。また、本町の学校等の公共施設が経年劣化し、老朽化が進んできているのも事実でございます。

このような状況を鑑みの中で、学校等の公共施設の老朽化とも一緒に考える必要があると思います。今回の総合計画を作成されるには、少子高齢化のため児童生徒も人口が減少していく中で、保育園や中学校等の統廃合は避けて通れない状況に来ているのではないかと思うわけでございます。そのため、今から、学校等の公共施設の改築も含めて検討しなければいけないと考えられると思います。

そこで、以下の3点について質問します。

1つ、保育園の統廃合を検討されるのでしょうか。

2つ目、中学校の統廃合は検討されるのでしょうか。

3番目、人口減少が避けて通れない状況の中で、施設の改修もあわせた総合的な教育エリアゾーンとして検討されないのか質問するものでございます。

次に、法勝寺川等の河床整備についてであります。

数年前から、台風や梅雨前線豪雨により、河川の増水や内水面の上昇により、河川堤防の危険水位を増しているところがあります。その原因の1つには、河川の河床に土砂が堆積すると同時に、雑木が繁茂していることも一因しているところがあります。法勝寺川は一級河川として、管理権限は国土交通省、小松谷川は鳥取県、砂防指定河川の寺内川は鳥取県であります。河床整備の予算は限られており、要望しても一向に予算がつかないのが現状です。そして、豪雨があるたびに河川等に隣接する住民の方は災害の心配をしているのが現状です。

そのような状況を踏まえ、以下について質問いたします。

1つ、法勝寺川、小松谷川、寺内川等の河床整備計画についてどうなっているのでしょうか。

2つ目、法勝寺川の河川改修計画はどうなっているのでしょうか。

3番目、法勝寺川については、河床のしゅんせつがすぐにできないのであれば、河川内の雑木や竹を伐採することができないのか。

以上3点について御回答をお願いしたいと思います。壇上からの質問は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、御質問にございました保育園及び中学校の統廃合についての御質問にお答えしてまいります。

すみれこども園以外の3園につきましては、老朽化が進む中、適宜修繕を行いながら運営を行っております。特に近年では低年齢児の入所希望が増加し、平成31年度には待機児童が見込まれたため、急遽、小規模保育事業の実施に踏み切りました。今後は園の建てかえや保育の質、量の見込みも考慮しながら、統廃合も含め、その時期の検討と規模の検討が必要となってくると考えておりますので、子ども・子育て会議の中で議論を重ねていただき、御検討いただきたいと思っております。また、公共施設の運営のあり方につきましては、行財政審議会でも御検討いただくことも必要になってくると思います。

次に、中学校の統廃合を考えるべきと思うが、町長の考えはどうかということでございます。

小学校であれ中学校であれ、学校の統廃合を考えるときに大切なことは、なぜ統合しなければならないのか、なぜ廃校にしなければならないのか、その背景がまず大切でございます。また、当事者である子供たちはどう考えているのか、保護者の願いはどうか、さらには学校の存廃は町のあり方や地域の活性化とも深いかわりを持つておくことも忘れてはなりません。慎重に判断しなければならないテーマであると考えています。議員の御指摘は、人口減少を心配されてのことでございます。そのことを否定するつもりもございませんが、もう少し多角的に考えなければいけないのではないかと思います。生徒の在籍数は少ないことによって、教育上、何がデメリットに作用するのか、学校の規模を大きくすれば学校課題が本当に解決するのか、安易な数合わせのための統廃合論は避けなければならないと考えています。

文部科学省は、学校の適正規模、適正配置の観点から、小・中学校ともに12学級から18学級を標準学級数としていると承知しています。これに基づけば、西伯小学校が、現在ぎりぎりの12学級、残りの4校は、こうした適正規模を満たしておりません。もし仮に在籍児童生徒数の多少から学校の統廃合を議論するのであれば、当然こうした観点からは、西伯小学校も含めて、全ての学校をその俎上に上げなければなりません。いずれにしても、一人一人の児童生徒の義務教育が保障できるのか、これが最も大切な視点であると考えています。

幸い本町では、全国に先駆けたコミュニティ・スクール制度を全校に導入し、学校と地域住民、保護者が一体となって学校経営方針を協議し、目指す子供像を共有する学校教育が展開されています。また、そうした教育活動への外部評価や大学の知見を活用した学校づくりなど、学校教育の点検、評価にも積極的に取り組まれていると伺っています。こうした現場の声や教育全体を所

管します教育委員会の議論に耳を傾けながら判断はしてまいりたいと考えております。1年間の出生数から学齢期到達時の学級減を覚悟していたにもかかわらず、小学校入学時には、転入等により、前年と同様の学級数となっている現状もございますので、町長としましては、引き続き少子化対策の充実に重点を置きながら、教育委員会と一緒にあって適切に判断してまいりたいと考えています。

次に、施設の統廃合も含めた総合的な教育エリアゾーンとして検討が必要ではないかとの御指摘でございます。

将来のまちづくりを担う子供たちの教育の場をゾーニング化し、保育や学校教育、社会教育を含めた施設を一定のエリア内にまとめることは一つの選択肢と考えています。結果として、小中一貫校への移行や保小の連携強化、社会教育との一体的取り組み等、教育施策の選択の幅も大きく広がることにもなると考えます。こうしたゾーニングによりさまざまな相乗効果や教育的効果も見込まれる一方、それが絵に描いた餅とならないためには、財政問題や町の成り立ち、関係施設の現状や、先が読み切れない今日の社会情勢等、大きな壁が存在することもまた事実でございます。一大教育エリアゾーンは現実的ではないと思いますが、施設の役割や施設機能の相互補完等の観点から、何カ所かのエリアに集約することは一つの考え方だと思います。いずれにしても、保育や学校教育にとどまらず、生涯学習社会の構築やまちづくり、地域づくりのグランドデザインをどう描いていくかの観点が必要になると考えています。

次に、法勝寺川等の河床整備についての御質問をいただきました。

まず、河川の河床整備計画と河川改修計画についてお答えいたします。法勝寺川、小松谷川、寺内川等の河床整備計画についてどうなってるのかということと、法勝寺川の河川改修計画はどうなってるかを、この2つをまとめて回答させていただきます。

法勝寺川におきましては、国土交通省が日野川水系河川整備計画を平成28年3月に策定しております。計画では、法勝寺川沿いの浸水被害の実態も踏まえながら、流域の治水、安全向上に向けて必要な河川改修を行うとし、現在、青木地区の改修を実施しているところで、今年度に完成する予定とのことでございます。南部町管内においては、築堤による整備と河道掘削を行うことで洪水に対する浸水被害の防止を図ることとし、河道掘削については、原地区と法勝寺地区が対策実施箇所となっています。また、鳥取県においては、今年度は寺内川、小松谷川、東長田川で河床掘削を行っているところですが、国の補正予算により、樹木伐採及び河道掘削を検討中のことです。

次に、法勝寺川については、河床のしゅんせつをすぐにできないのであれば、雑木を伐採する

ことはできないかとの御質問にお答えいたします。

国土交通省、鳥取県とも、現地の状況を勘案しながら計画的に実施していくとの考え方です。
なお、今年度につきましては、河川管理者へ、しゅんせつや雑木の伐採に関しまして計32件の要望を行ってるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君の再質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 御答弁ありがとうございました。

では、まず保育園のほうの話からさせていただきたいと思います。昨日、同僚議員のほうからも保育園問題がありました。その中に、町長のほうも統廃合を含めて検討したいというお話がありました。そういう状況の中で再質問をさせていただくわけでございますけれども、今後、この総合計画の中での話でございますが、10年間に保育園の子供たちのゼロ歳児から6歳児までの推移はどういう格好になるのか教えていただけたらと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長でございます。人口減少、少子化というのは進んでおりますので、大体今、出生数としては60人前後を保っておりますけれども、母子手帳の発行等見ますと、やはり減少していきだろろうということで、子供たちの人数は少なくなっていくというのを予想しています。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） そうしますと、大体この10年間に毎年60人ぐらいという捉え方でよろしいのでしょうか。あるいは、その60人というのが年々少なくなっていくという捉え方なのか、その辺ちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長です。今が60人ぐらいの出生ですので、1年生に上がられるときには大体10人から15人ぐらいふえています。転入がどれぐらいあるかという見込みもありますが、出生数としては減っていくという見込みを持っています。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

そういう状況の中で、きのうも論議がありましたし、当初予算でも小規模保育園というような話もございます。ですから、合併をすることによって保育士の確保が今までできないのが、統合

することによって保育園の運営がしやすくなるのではないかと思います、この辺につきまして教えていただけたらと思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長です。やはり今、保育士の確保ということもありますし、子供たち、今ある保育園は昔、昭和50年代ぐらいの保育園ですので、3歳以上児さんを預かっていた保育園です。その保育園を今、ゼロ歳児さんからの入所希望が多いということもありますので、形態は変わっていくということで、統合という形もとっていかないといけないのではないかなというところは考えています。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございます。

統合することによって運営がしやすくなるということだと思いますが、当町の第2次の総合計画の中では、少子高齢化であるということで、余り保育園とかいうようなこの統合というようなことまで出てなかったものですから、あえて今回質問させていただいた次第でございますが、特に今、保育士の不足というところから、喫緊の課題がこういうようなことにないのかなと思うんですけど、それにつきましてもう一度確認をしたいと思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長です。このたびの総合計画の中でも統廃合を含めて考えていくということをお上げておりますので、10年間の中でやはり子供さんも減ってきますので、考えていかなければいけないことだと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

これは、先ほど、喫緊の課題ということでございますので、この辺のところ、どういう格好で子ども・子育て会議なり、あるいは地域の保護者の方といろいろ研究されながら、どういう格好での保育園を運営しやすいようにするのかということがあると思うんですけど、めどとして、どういう状況で、例えばこの10年スパンの中で、すぐしなければいけない、もうちょっと様子を見ようというのと、それから、10年先の辺を見てやろうという、いろんな総合計画の中でもパターンがあろうと思うんですが、きのうの話では、大体3年ぐらいである程度めどをつけたいというような話もあったようですが、その辺の様子はどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長です。きのうの荊尾議員の質問の中でもあり

ましたけども、大体、伯耆の国との指定管理もあと残りが3年ということもありますので、3年のうちには子ども・子育て会議の中で話をさせていただきながら方向は出していかないといけないのではないかなというところです。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。そういう状況の中で進めていって、保育環境の確保をお願いしたいと思います。

次に、中学校の問題でございます。これは、実は私自身は余り合併推進者ではございません。なぜかという、先ほど町長が言うように、学校が小さくなると、あるいは廃校になったりすると、どうしても気分的によくないということあるんですけれども、ただ、現状として、10年先を見越した中で、中学校の建物も古くなり、そして子供たちの数も少なくなる、そして交付税も下がってくる。そういうことになると、学校運営がなかなかしづらくなるんじゃないかという気がかりがあるわけでございます。そういうような状況の中でちょっと心配するものでございますし、将来的にはそういう格好でせざるを得ないんじゃないかなということから、今回一般質問させていただいてるところでございますが、まず、両中学校の維持管理について、年間どのぐらいの今経費がかかってるのか、その辺を教えていただけたらと思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、安達嘉也君。

○総務・学校教育課長（安達 嘉也君） 総務・学校教育課長です。中学校の管理に係る費用ですが、今年度の決算額はまだ確定しておりませんので、当初予算額で説明をさせていただきます。

学校の管理費ですが、南部中学校834万6,000円、法勝寺中学校1,289万円の合計2,123万6,000円となります。なお、毎年、執行率のほうも大体94%から98%というような執行率でございますので、今年度の決算額も恐らく予算額とそれほど大きな違いは出ないものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

維持管理に結構、老朽化をしつつ、経年劣化でございますし、どうしてもそれにあわせていろんなものが傷んでくるわけでございますが、一昨年ですか、エアコンを整備したというようなこともございますので、今すぐということではないんですけれども、やっぱり先ほどからも言いますように、子供たちの数が少なくなってまして、運営する経費がどんどんかかり、交付税も下がってくる。そういう状況の中では、なかなか維持ができにくくなるんじゃないかなという懸念をするわけでございます。そういう状況の中で、特に統廃合の問題なんかは教育委員会の中で議論

されなければいけないと思うんですけど、これについては多分議論されておられないんじゃないかなと思うんですけども、その辺につきまして、教育委員会の中でどのような話がされているのか教えていただけたらと思うんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。教育委員会の中でこういう問題をどう考えとるのかということでもありますけども、ここ近年は、統合せないけんなどというような議論については全く出ていません、私自身もそんなぐあいに一つも思っていません、現在の状況。大分前になりますけれども、七、八年ぐらい前なのかな、いつとき、小学校のあり方について意見が出たりというやな場面はございましたけれど、その後については特に委員会の中ではございません。統合も考えないけんかないかという話なんですけど、施設面で今、数字は申し上げましたけれども、それが老朽化によってどうのこうのという経費ではありませんので、維持をしていくために必要な経費になりますので、今ここ10年で老朽化をしてちょっと心配だぞってというようなところはなかなと思っています。

それから、少し触れさせていただきますと、先ほど町長の答弁の中で、文部科学省が言ってる標準学級数というのがあります。町長が申し上げたとおりであります。仲田議員さんのほうも学校運営に支障がああへんかやっていう話でございます。よく考えてみると、文部科学省の基準からいくと、西伯小学校を除いて全ての学校が、うちの場合ですよ、学校運営に支障が出やすい学校だって国は言ってるわけでありまして。本当にそうかなというぐあいに私は思っています。学校運営を考えると、やはり子供の数も大事なんですけども、学級数というのがやっぱり我々の中では常に推移を見守っています。今、私どもが持っているデータでは、今の学級数とそう大きな変化はない。変化はないけれども、子供の数が減っていくんだらうな、あるいは減ってるという状況もあると、何を考えないけんかといいますと、1学級の子供の数ですね。学級数、変わらんけれども、30人おっても1学級、25人おっても1学級、20人おっても1学級、このところが少し減ってくる感じであるのかなというぐあいに思っています。30人学級ってやなことが言われますけれども、これもいいような悪いようなところがありまして、30人学級だと、極端に言うと、15人の学級をつくるということなんです。15人の学級、少ないなというのが率直な気持ちじゃないのかなと皆さん方も思われます。ところが、現場の教員の正直な気持ちは、30人も子供がおるだなという、これが今、現実の姿であります。1学級が30人いると、これはしんどい、大変だというのが正直な教員の気持ちだろう、そんなぐあいに私は現場の声を受けとめています。そうすると、学級数が維持をされておって、学級数の数が少し、30人から減っ

てきても、そんなに大きな、教育上支障は起こってこない。逆に言うと、きめの細かい指導ができることにもつながるのかなというぐあいには思っています。そんなような現在の見通しを持っていますので、統廃合を考えないけんという機運に教育委員会のほうも現在はなっていないということでございます。よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

現状を教育長のほうから聞かせていただきました。ただ、今、子供たちの中で、特に中学校のクラブ活動で県大会とかいろんな大会に出るために、子供たちのクラブ活動をしてても、南中、それから法中に、1つのチームで学校で出れないために合同チームを作成しないと大会に出れないというようなのが今現状あるわけです。野球だとかソフトボールだとかというやな大きなチームについてはそういう格好が出てきております。そういう状況の中で、よその中学校でも野球大会なんかを見させていただけますと、合同チームをつくって出てきてるのが今の現状ではあります。10年先を考えた中に、そういうチームでやらないとできないような状況がどんどん出てくるときには、やっぱり子供たちのためにどうかなというようなことも懸念をするものですから、ちょっとこの辺についてはどうなのかっていうようなことをお聞かせ願えたらと思いますが。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。一、二、私の耳にも入った話であります。部活動が成立しないから統合せんといけんはないっていう、こういう少し荒っぽい話かなっていうぐあいに受けとめております。今、県のほうとも議論をしていますのは、この間、新聞にも出ておりましたけれども、働き方改革で月45時間ですか、年間360っていうような数字が学校にも出てくるわけでありまして。いわゆる教員が部活動の指導をしとれば、まず成り立ちません、45時間で成り立ちは絶対しません、大会等の引率等も入ってまいりますので。今、私が申し上げているのは、いわゆる部活動そのものを学校から離して、本町でいえば、スポnetさんと協議をしながら、そこと連携をしながら、教員が指導しなくてもできる部活動というものをやっぱりつくり上げていかないと、到底この働き方改革の中からも実現はできない、そのために統合して1つできりゃええっちゃん話でもないの、そういう面から統合云々かんぬんということを考えるのは、これからの流れからすれば少しちょっとずれた感じがあるのかな、そんなぐあいに私は受けとめております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 私も、先ほど言いましたように合併論者ではございませんが、そ

それはなぜかという、現状でできるなら十分今やればいいわけです。ただ、これから向こう10年、総合計画の中で子供たちの環境も変わり、そして子供がどんどん減ってくる状況の中で、先ほども教育長の話にありましたように、維持ができなくなる、しないかという心配をあわせて、今回こういう提案をしたところでございますが、それと同時に、町長の答弁にありましたけれども、保中連携、そしてその中で一緒になってやるためには、総合計画の中で教育エリアゾーンみたいなものをつくって一緒に何か、小中一貫でもありませんけれども、そういう中に保育園も含めた中での、絵に描いた餅かもしれませんが、そういうようなランドデザインをつくりながら教育施設を見据えた計画が必要ではないかなということをおっしゃっています。

合併前に旧会見町の高橋教育長が何かこういう提案を以前、会見町の中ではされた経過が私はあると思うんですが、西伯のほうではそういうことはございませんでしたが、いかがなものかなということも私の頭の中にあるものですから、やっぱり総合計画を作成し、そして10年、あるいは15年見据えた中で、そういうものも頭に入れていかなきゃいけないのではないかなという気はするんですけど、土地とかそういうこともあるんですけど、要は子供たちをどういう格好で教育し、指導していくかというようなことも含めた中での捉え方、町のランドデザインづくりというものが必要になってくるんじゃないかなということで提案した次第でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。そういう意味でランドデザインを描きながら教育を考えていくという、私もそのことはとっても大事な視点だろうというぐあいに思っています。少子化は本町だけの問題ではなくて、国全体がそういう方向に流れていっているわけですから、そういう意味では、国が今後さらに、僕はここ四、五年じゃないのかなと思ってるんですけど、今の施策以上に何か新たな方向性を出すとか、そういうことも常にやっぱり念頭に置いておかなければならないというぐあいに思っています。

それから、中学校では、平成39から40のあたりで少し子供が今すっと落ちるところが1年、ちょっと見えています。ここがそのままだったらと行っちゃうのか、たまたまその一、二年の傾向なのか、少しそこも見きわめをしないといけない、そんなふうには思っています。そういう意味では、部活動の問題も含めまして、ここ四、五年少し様子を見る時期かなというぐあいは思っています。

それと、もう一点は、子供が減っていく、学校の規模が小さくなっていく、だから統合だという、こういう選択肢だけでなく、学校の形を変えるっていう選択肢も今、文科省が示しております。いわゆる小学校と中学校と1つの学校にしていく、いわゆる義務教育学校というように呼

んでる、県内にはあると思います。そういうような、あるいは小中一貫校だとか、これカリキュラムを一本化をしていってそういうことに対応していくという、そういう別の選択肢もある。そんなことも含めながら、皆さん方と考えて、今後、いく課題でないのかな、そんなぐあいに思っているところであります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 特に総合計画については10年先っていうことがありますので、やっぱりこういう子供たちが、私の年齢は今65を過ぎましたけれども、次代を担う子供たちには手厚い教育、手厚い指導体制の中で、本当に代がかわっても南部町に住んでよかった、そして南部町はすごいところだと言えるような教育をしていけるような町にしていかなければいけないためにも、やっぱり教育計画というのをしっかりと、もう既にお持ちではあるかと思えますけれども、小中一貫校ができるような、今そういう俎上をつくっておられるわけでございますけれども、そういう様子を、やれるような姿ってというのがこの総合計画の中に少しでも入れていただきながら、最終的にはそういうことも頭に入るのかもしれないけれども、ぜひ御検討いただきながら、まして子供たちが少なかったら多くの方に来ていただいて、しっかりと地域で学べるようなことも必要になります。これについてはまた学校の存続ということよりも、地域がよくなればなるほど移住の方もあったりするわけで、そうするともっともいろいろな方が町に住み、そしておもしろおかしく、楽しくできるような教育というものができるんじゃないかなと思いますので、そういう教育現場の中では、しっかりとそういうやり方を検討していただきたいと思うところでございます。ぜひその辺につきましては教育長のほうにも御検討いただきながら、総合計画に何らかの方針を仕入れていただけたらというように思っているところでございます。

続きまして、法勝寺川の川の問題についてでございます。平成23年の9月の3日から4日の台風12号で、本町では床上浸水3戸、床下浸水15戸の被害があり、御承知のとおり、その当時、境地内のほうでは内水面の被害を受けたというようなことがございました。おかげさまで、一昨年、境地内の左岸の堤防の、あるいはポンプ車を設置していただきながら、長年の道路が改良したということで大変お礼を申し上げたいと思うんですが、その中で、法勝寺川の河川改修計画というのが、米子市あるいは南部町、そしてその関係集落の代表者と一緒に、国土交通省中国地方整備局に陳情に行かれた経過があります。その中でいろいろ協議をされたところ、青木地内は今ずっとそういう改修をされてるという状況があるわけでございますけれども、先ほど町長のほうから、28年度に新たに作成をして、いろいろ展開されるという話が出てきてるわけでございますけれども、法勝寺川が一級河川でございますので、特に法勝寺、あるいは原のほうでも河

床整備はされるという話が今回承ったわけでございますけども、年次的にどういう格好にされるのか、その辺を教えていただけたらと思うんですが、いかがなものでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、法勝寺川だけまず申し上げます。国交省とは前向きな話をしています。そのきっかけになったのは、先日の青年議会の中で、何ですか、ライトをつけるとかっていう話もありましたね、それから法勝寺中学校の中学生たちが、まち未来会議を通じて、町長に対して通学路の安全対策ということを書いてきました。堤防の中に外灯を立てることは、何度もこう書いてきますけども、これは不可能です。その中で、改めてこの議論をしていた中で、今回もありましたように国土強靱化に対して3カ年の、非常に財政を特別に積むんだという国の方針がありまして、河床掘削が進むと思います。まず一番にやってくれというぐあいをお願いをしています。それにあわせて、ぜひ堤防の腹づけっていうんですか、人が住んでる側のほうの土地を買収をして、そこの腹づけをすることができるということを言ってますので、ぜひそういうことをあわせて、腹づけした部分に外灯設置であったり、そういうことをやっていったり、それから、人が住んでる場所であれば、それを利用しながら外灯の補強をするだとか、そういうぐあいに一步前に進むことができると思います。安全な河川ということで、河床掘削は残土処分と相まってるわけです。残土処分地さえ確保できて、特に建設省の腹づけだとか、一定の処分地があれば、できるだけ推進したい。それも3年間しかありませんので、可能なところからやっていきたいというような前向きな気持ちを持っていますので、議員、またはごらんになってる住民の皆さんもその土地を、もし協力していただくということがあれば、ぜひ前向きに、この際、河床掘削をして安全な法勝寺川にさらに一步前に進めたいと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

特に法勝寺川について、もともと川の河床が高いんですね。ですから、ちょっと雨が降っただけでも水害になりやすい地域の中に、河床に土砂が堆積して、そしてそこに雑木や竹が繁茂するという状況になりますので、ちょっとした雨が降っただけでも水害になりやすいというのが今の現状だと思います。先ほど町長の答弁の中に、河床整備ができるためにも、土砂撤去ができる場所の埋立用地があればやりたいというところがありますので、これはぜひ町民の皆さんに聞いていただいて、うちでも埋め立てるところがあれば、ぜひっていうようなことがあれば、またあろうかと思いますが、ただ一つ問題なのは、立木が繁茂してるんですが、以前、国土交通省さんに聞いたときに、それを切ろうと思ったら、自然保護団体の方が待ったをかけたという

話があったことがありました。この辺についての調整とか、そういうのはいかなものなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 川の中の立木は非常に重要な問題で、昨年秋、建設省の官僚との会合がありまして、厳しく言ってきました。人の命のほうが大事なんであって、河川の中に木が生えるようなことでは、町長は住民の命を守れないということを申し上げてきました。法勝寺川もちろんそうですし、そのような考えを進めようというぐあいにも建設省も動いてますので、私も河川の中の木の高いところに買い物袋がひっかかっているの見るたびに、こんなところに水が流れて、この木や、それから土砂が川の流れを阻害してるのはもう明白なことなわけですから、一刻も早くそういうことの改善を言い続けたいと思っています。改善するように、これからもどんどん言っていきますので、よろしくをお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

特に法勝寺川につきましては、昔は水の流れが結構ありましたけれども、今はもうほとんど水の量が、この豪雨というか、台風のときにぼっと出るだけで、ふだんは少ししか出ない。これはダムで調整していただいているということもございますけれども、どうしても水の流れが少ないということになると土砂の堆積がしやすくなるという状況があります。ですから、先ほどもお話がありましたように、雑木を切っていただいたり、竹を切っていただくことだけでもまずよくなりますし、特に自然保護団体の話でよくクレームが来ることがありますけど、やっぱり人命、財産のほうが優先しますので、調和のとれた環境との中での捉え方をさせていただいて、協議をしていただくという格好でぜひ対応していただきたいというように思うところでございます。

それから、小松谷川につきましては、意外と立木よりも土砂のほうが多いと思うんですけども、昨年、警戒水位を超えたというようなことがありましたけども、その辺の対応はいかなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。小松谷川につきましては、正確な年度は、済みません、把握してませんが、数年前に整備計画が立てられておりまして、それによって順次行ってるというところではございますが、整備計画の具体的な年度についてはちょっと承知しておりませんので、また資料等をそろえまして御提供したいと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 昨年ああいう警戒水域超えたというようなこともございますので、関係住民の方はすごく心配しておられると思いますので、ぜひ、その辺が、わかる範囲内でもいいですから、地域の方にお知らせいただけたらというように思うところでございます。

それから、砂防指定河川の寺内川については一部土砂がたまっているというような話があって、意外と、これも県のほうに要望するんですけども、砂防指定河川は西部地区管内だけでも100近くあって、なかなか予算もつかないし対応できないという状況があって、災害とか何かあったら別なんですけど、なかなか対応し切れないのが今現状だという話がありますけども、その辺についてはいかがなものでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。寺内川につきましては、今年度は寺内地内のほうで、赤猪岩神社の入り口のあたりになりますけども、河床掘削を行うということになっております。

それと、先ほどの小松谷川なんですけども、河川改修とは別で、町長のほうも法勝寺川の関係で申し上げましたとおり、国の補正予算で樹木伐採や河道掘削等の緊急対策事業というのが30年から32年に行われるということで国庫のほうが配分されていくんですけども、県としまして、小松谷川についてのこの樹木伐採や河道掘削を今検討しているというところで聞いております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

特に、すぐやっていただきたいというところもございます。それは、例えば法勝寺地内、特にこの3月から4月にかけて桜が多く繁茂するようなときに河床に堆積して、何ていうか、環境っていうんですか、見づらいつかいうようなところがありますので、やっぱりそういうときまでには、この予算の枠の問題もございますけれども、きれいにしてお客の方に見ていただけるような、何かそういう仕掛けづくりが必要かなと思っております。

それから、小松谷川であれば、ちょうど、何ていうんですかね、桜の名所になりつつあるところがありますけど、あの下の方の土砂を撤去していただくとかいうと、やっぱり桜並木をよく見やすいとか、そういうような格好で、何かリンクさせるような格好での整備っていうことも必要ではないかと思うんですが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。まず、法勝寺川のほうの関係ですけども、

道路事業のほうでウォーキング道路の整備ということで、法勝寺地内から、法勝寺川出て、土手に出ていただいて、病院のところをぐるっと回って三本木のほう回って帰るというようなことで、一式飾り、さくらまつり等を連携したようなウォーキング道路の整備というのを計画中でございます。先般、日野川河川事務所のほうに参りまして、そういった計画があるということで、日野川としても河川の整備計画があるということで、それを調整かけながらやっていくということで打ち合わせ、協議をして帰っております。その流れで、重点的に法勝寺桜土手沿いのところを優先して河道掘削というのを担当課としても言っていきたいというふうに思います。

また、小松谷川につきましては、言われるのは、恐らく天萬のローソンのあたりが雨が降りますと非常に水位が上がるということになりますので、そちらのところからまずは重点的にやっていただくということを担当課としても言っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

特に川の河川改修って、あるいはなかなかできませんが、川のそういう土砂を取っていただきながら災害を減災するためにもぜひ協力いただきたいと思っておりますし、先ほど逐次、年次計画をしながらやっていただくということで、大変ありがたいと思っております。特に関係住民の皆さん方にはある程度御理解いただけたんじゃないかなと思うところがございますが、今後ともそういう、土砂っていうのは一回取ったからといって、それで終わるわけじゃなくて、何年かするとまた土砂が堆積します。そのためにも、やっぱり同じことの繰り返しみたいなことになりますけど、まず一回木を切り、そして土砂を取っていただくということをしていかないと、何年も構ってないと今度は大きな工事ばかりかかってくる。だから木も、前は小さな木でしたけれども、今、木が大木になって、ブルドーザーでもなかなか持ち上げれないというような状況が出てくる可能性がございますので、その辺も、現状わかっても対応し切れないという状況がございますから、逐次その辺は関係機関と連絡をとっていただきながら進めていただきたいと思っておりますが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。先ほど申しあげましたとおり、担当課といたしまして、そういったウォーキング道路ですとか、重点的に水位が上がっていくところをしていただくということでの対応をお願いしていくということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

時間も大変経過しましたし、皆さん腹の虫がグルグル鳴っておられるところじゃないかなと思うところですが、最後になりましたけれども、先ほども、特に中学校につきましては、私の本意は合併推進派ではありませんが、ただ、こういう現状になれば、そういうことも頭の片隅には必要になるのかなということから今回言わせていただいたところでございます。

それと、保育園につきましては、やっぱり3年をめどにある程度そういうことを考えていただいて、子供たちも含め、保育士さんが一緒になって運営できるような保育園にしていきたいというように思うところですが、最後に、特に保小中一貫という捉え方の中で、教育エリアゾーンというような、ある程度バックボーンを考えた中での教育計画というものを頭の中に入れていただいたほうが私は総合計画というものの意味があるんじゃないかなということ、気がした次第でございます。

最後に、法勝寺川等含めた河川改修計画なり、あるいは河川の中の立木伐採等のものがございますけれども、きょう聞かせていただければ、少し少し前に進んでおるようでございますが、どうしても川は生き物でございます、どうか、先ほどみたいに繰り返し同じような状況はないとは思いますが、災害に遭ってからということではなくて、災害を未然に防止するためにもそういうことを計画する、そして予算をつくるということをお願いして、私の質問に終わらせていただきたいと思います。

最後に、町長のほうから何か回答があればお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。教育の問題は奥も深いですし、未来を背負う子供たちの問題ですので、十分に検討を重ねていきたいと思っています。単なる数合わせで廃校したり合併あたりはならないと、こう思っています。

もう一点の防災対策は、今、緊急防災ということで32年までの時限です。したがって、あと31年度と32年度の、もう本当に時間がありませんので、この絶好のチャンスに、ぜひ法勝寺川と小松谷川の河床掘削を進めたいと思っています。そのためには、とにかく残土の処分地というものが絶対の条件でございます。お隣の伯耆町で数十万立米のところがありまして、今、日野川を最優先でやろうというぐあいな動きもありますので、ぜひ南部町内でも残土処分地に御協力いただきたいとお願いしまして、今回の御答弁にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（7番 仲田 司朗君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、7番、仲田司朗君の質問を終わります。

.....

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は1時30分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時29分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、2点にわたって質問をいたします。

まず、第1点目、保育所運営を問います。

今期、多くの待機児童が予想されることから、民間事業者に委託する形で小規模保育事業を余儀なくされてきました。町民の中からは、町の保育所の部屋はあいているのに児童が預かれないのか、どうして保育士をふやさないのか、このような声もたくさん聞いてきたところです。待機児童解消のための対応は必要不可欠だということはよくわかります。しかし、全国では保育士不足が言われていますが、これまでの保育運営が南部町ではどうであったのかも問われてきているのは間違いないことだと思います。保育士の待遇改善と多様なニーズに対応する、大きくこの2つを目的に掲げた平成24年からの町立保育園の民営化は、ここに至っては、平成29年の保育士の大量退職と、保護者からのニーズの多いゼロ歳児保育が実施できない、こういう状況を生み出してきています。当初の目的から見て、民営化はどうであったかの検証は必要ではないでしょうか。加えて、以前から議会でも何度も問題なり指摘されてきた民間事業者への人件費の算定も不明瞭なままで来ているのが現状だと思います。改めて町の保育所運営について問い、課題克服のための保育士の待遇改善と町保育士の採用を求めて質問いたします。

まず第1点目、町、これは町立保育所のことですね、町の保育士採用計画はどうであったのかの所見を問います。平成24年というのは4園のうちの2園が民営化が始まったときですから、平成24年から31年度の年度ごとの保育士の採用数、保育士数、正規、非正規の数を求めます。

2点目、これまでの7年間の民営化の検証を行うべきとの立場で聞きます。目的であった待遇改善はどう図られてきたと考えているのか。人件費の算定方法の説明を改めて求めます。平成2

9年度の待遇改善でどのように改善されたのかを問います。平成24年から31年度の年度ごとの保育士数、人件費、平均給与額、対町保育士給与との比較、これは平成29年度以前と以後の変化もわかるよう、このことを求めます。

3点目、今後の保育所運営をどのように考えているのかを町長にお伺いします。

大きい2点目、町の総合計画を問います。

町の第2次総合計画の基本構想、基本計画の素案が公表されました。法的根拠はなくなったとはいえ、計画的な見通しを持ち、構想、計画作業に当たっていかうとする町と町職員の姿勢は、町のあり方として、住民が納得するものだと思っております。このことが、町民とともに活発なまちづくりの論議が進むきっかけになることを望む一人です。

その上で、公表された素案に対し、疑問点について町長にただしたいことがあります。地方自治体は、その役割を地方自治法第1条第2項、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を実質的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとして定めています。ここで言っている行政とは、地方公共団体の執行機関が行う業務であることは明らかです。となれば、執行機関が示す総合計画は、まず第一義として、町が何をやるのかを明白にすることだと思っております。行政の役割を明確にすることによって、町民の役割の方針を示すものではないはずだと思うのです。また、税金を納める町民に対し、どのような公共施策を進めていかうしているのか、その施策と住民の負担を明確にすべきだと思っております。となれば、町が責任を持つ公共料金の負担の考え方も、将来に向けてのことが求められてくるのではないのでしょうか。地域振興策、生涯学習についての考え方も聞きたい。まちづくりの基本、地域もそうですけれども、基本は産業と人だと思っております。総じて、憲法と地方自治法、教育基本法を尊重した基本計画を求めたいというふうに考えています。

この点から、まず1点目、全国的に人口減が言われています。この中で町長は、インフラ整備等の負担が少なくなった住民に公共料金の倍増等なることもあり得る、こういうことを再三口にしておられますが、住民の公共料金の負担をどのように考えていくのか、このことも明確に示す必要があるのではないのでしょうか。

2点目、全町里地里山、このことがよく聞かれます。私もここを評価してまちづくりをすることには大賛成です。里地里山を生かした抜本的な地域振興策とは何か。残念ながら、素案を読んで、それがぴんときませんでした。わかるように説明していただきたい。

3点目、人づくりが重要な教育分野の点です。とりわけ、この町で一生を過ごす人たちにとって、生涯学習を保障することは大事なことだと思います。その中に出てくる子供たちについて、

そして町民が子供をどのように見るかという点で、目指す子供像という言葉が再三出てきました。町並びに教育委員会は、目指す子供像とは何を指して言っているのでしょうか。このことについて聞きたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、保育所運営を問うという御質問についてお答えいたします。平成24年度から平成31年度の年度ごとの保育士の採用数、保育士数を求めると、その後の今後の保育所運営をどう考えてるのかを問うにつきましては、関連しますので、あわせてお答えします。

まず、保育士の正規職員の採用ですが、平成24年度から平成28年度まではございませんでした。平成29年度については1名を採用しております。平成30年度については4名、平成31年度については3名を採用する予定でございます。

次に、保育士の正規職員と非常勤、週38時間職員ですが、この数でございます。平成24年度、正規22人、非正規4人、平成25年度、正規19人、非正規6人、平成26年度から30年度は、正規は18人で固定されています、非正規については、平成26年度7人、平成27年度10人、平成28年度12人、平成29年度10人、そして平成30年度9人となっています。町ではこれまでも保育士の採用については欠員補充という考えの中で採用を行ってきています。今後、少子化が進むことが予想されますが、低年齢の子供の保育ニーズが高まってきている現状も踏まえつつ、園の統廃合も含め、子ども・子育て会議等の中で一定の方針が固まれば、採用についても、この方針に合ったものにする必要があると考えています。

次に、これまでの7年間の民営化の検証を行うべきとの御質問でございます。

まず、目的であった待遇改善はどう図られたのかについてですが、以前の議会でもお答えしておりますが、町の非常勤職員から伯耆の国の正規雇用職員となられ身分的に安定した立場となったことにより、1年ずつの雇用形態から正規雇用としての身分保障によってモチベーションの向上が、そして保育の質が向上したと考えています。特に給与面では、年齢、経験年数、担任か否か等に関係なくこれまでは一律でしたが、正規雇用となられたことにより経験年数や年齢が加味された給与となり、昇給のほか、一時金、通勤手当等といった各種手当も支給されるようになったということでございます。

次に、人件費の算定方法の説明を求めるについてでございますが、指定管理料を協議する際に、伯耆の国側から示された給与額の24年度から33年度までの共済費を含む人件費の推移を積算

し、平均を算出した金額が、1人当たりの人件費の年額320万の根拠となっております。

平成29年度の待遇改善でどう改善されたのかとの御質問でございますが、平成29年度の協議では、職員の異動等もあり、その時点での職員の人件費の見直しを行い、29年度以降は1人当たり323万円とし、さらに処遇改善額として10%を加算しております。したがって、1人当たり355万3,000円となっております。また、保育事務職員として非常勤職員を各園に1名ずつ配置し、職場環境面からも保育士が働きやすい環境づくりに努めてまいりました。

次に、平成24年度から31年度の年度ごとの保育士数、人件費、平均給与額、対町保育士給与との比較を求めるについてでございます。

決算の金額は伯耆の国から報告いただいております収支計算分析表によりますが、平成24年度の正規職員数、これは保育士、看護師、調理師、栄養士を含んでいます39名。人件費総額、これにはパート職員分も含んでいますが、1億3,303万3,384円。平均給与額、これは保育士以外も含みますが、275万2,579円。町保育士平均給与、これは439万792円となっております。平成25年度は、正規職員数40名、人件費総額は1億3,352万8,115円、平均給与額287万1,630円、町保育士平均給与額は416万2,598円。平成26年度は、正規職員数は44名、人件費総額は1億4,751万6,658円、平均給与額は289万7,112円、町職員平均給与額は459万7,679円。平成27年度は、正規職員数43名、人件費総額は1億5,280万3,960円、平均給与額は272万5,737円、町職員平均給与額は444万5,240円。平成28年度は、正規職員数37名、人件費総額は1億4,281万5,401円、平均給与額は294万5,332円、町職員平均給与額は397万1,007円。平成29年度は、正規職員数33名、人件費総額1億4,651万7,128円、平均給与額340万2,346円、町職員平均給与額は465万6,780円となっております。平成30年度、31年度につきましては決算額が確定できておりませんので、報告できるものだけでございますが、平成30年度4月1日、正規職員数、育休者を除きますが、これは28名、平成31年度は29名でございます。平成31年度には新たに1名の保育士が採用があったと聞いております。

次に、町総合計画を問うという御質問にお答えしてまいります。

全国的に人口減少が言われる中、住民の公共料金の負担をどのように考えてるのかとの御質問にお答えしてまいります。

まず、総合計画の考え方について御説明いたします。本計画は、執行機関として目指す姿とその方法について定めたものであり、町民の役割について固定されたものとして示したものではありません。執行機関だけで南部町づくりは完結できません。協働にかかわる内容については関係

される主体とともに話し合いを重ねながら、双方が納得し、ともに力を合わせて取り組める内容にしていきたいと考えています。地方公共団体における公共料金とは、市場経済の自由な競争に委ねるものではなく、地方公共団体がサービスを提供することが妥当であると法令で規定されるものについて、公共サービスの対価となるものでございます。総合計画の実現に当たり、これまでそうであったように、人口減少に伴う歳入の減少、これは自主財源である町税、依存財源である普通交付税等がございますが、この減少が一層進み、今後の財政運営がさらに厳しくなることが予想されます。総合計画の実行と振り返りによって、人口減と財政難等のまちづくりへの全体的な影響を把握し、その結果を各施策や基本事業の方針に反映させます。その中で、公共料金にかかわるものは、それらの方針をもとに検討を進めてまいります。なお、公共料金については、特に説明や協議が必要なものは総合計画のほか、行財政改革に伴って行財政運営審議会や公共料金審議会等での議論を踏まえ、従来のように説明や協議が必要なタイミングで丁寧に説明して話し合うことを大切にして進めたいと考えています。

次に、里地里山を生かした抜本的な地域振興策を求めるとの質問についてお答えします。

建設省は、平成27年12月に生物多様性保全上重要な里地里山、これを重要里地里山と申し上げています、として、全国で500カ所を選定しました。南部町の里地里山は、農林業を通じた農村環境の保全が全面的になされていることから町全域が重要里地里山の対象となっており、町の鳥であるブッポウソウを初め、里地里山に特徴的な動植物が数多く見られることなどを理由に選定を受けたものであります。特に町全域が選定された地域というのは全国的にも非常にまれであるということもあり、町としても、なんぶ創生総合戦略に里山デザインをメインコンセプトとし、里山の自然やその資源を活用した体験型のイベントを開催したり、また、移住定住先として、豊かな自然に囲まれて暮らすことができる南部町をPRし、取り組んできたところでございます。特に平成30年度は竹林対策の取り組みとして、観光協会が中心となり、協議会や集落の協力をいただきながら伐採した竹を活用し、竹灯籠、竹あかりの製作などのイベントを開催して山林保全につながる取り組みを行いました。今後におきましては、農業では、引き続き米生産を中心に安心・安全で売れる米づくりを進めていく考えです。そのためにも、有機肥料を使った栽培及び減農薬の取り組みを支援するほか、食味コンテストに積極的に参加していくなど、南部町産米の品質向上、ブランド化を促進することを検討しています。

最後に、生涯学習の基本は何かという御質問につきましては、教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 生涯学習の基本は何か、目指す子供像とは何かとのことでございます。

平成18年に全面改定となった教育基本法では生涯学習の理念が初めて示され、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと規定をされています。このたびの第2次総合計画の中では生涯学習の推進を基本事業の一つとして位置づけ、住民誰もが生涯にわたって主体的に学び、より豊かに生きようとする生涯学習社会の実現を目指し、暮らしの中に学びが息づくまちづくりといたしております。生涯学習という言葉は、学習者、つまり住民誰もが生涯にわたって行うあらゆる学習活動を意味しています。したがって、学校教育や社会教育、スポーツやボランティア活動等、ありとあらゆる機会に営まれる学習を含んでいることとなります。こうした多様な学習機会を創出し、支えながら、学びの成果が生かされ、学びを通じてつながり合える社会を目指してさまざまな暮らしの場面での取り組みを一体的に進めていくことがその基本となると考えています。

次に、目指す子供像とは何かとの御指摘でございます。

第2期南部町教育振興基本計画では、ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を開く人づくりを教育理念としました。目指す子供像としましては、心豊かな自立した子供の育成を掲げております。具体的には、夢や目標を持ち、努力し続ける子供、みんなの気持ちを理解し、ともに支え合う子供であります。また、こうした子供像を具現化するためには、未来を生き抜く力が身につけていなければなりません。まち未来科の学びを通じて育てるふるさと愛着力、将来設計力、社会参画力、人間関係調整力の4つを極めて重要な力として位置づけているところであります。いずれにいたしましても、目指す子供像を実現するためには、学校教育と社会教育の融合、地域との協働を土台とした取り組みが必須要件と考えています。引き続き住民の皆様や地域社会の御支援、お力添えをいただきながら、教育行政としての責務を果たしてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の質問に先立って求めていた数値等については、わかりやすく資料を配付してくれたことに感謝をいたします。

そこで、町長にお伺いするのですが、担当課が配付してくださったこの資料がわかりやすいのでこれで聞くんですけれども、町の保育士の採用状況が、平成24年度から28年度まで採用な

かった、この理由をどう述べられたかという、欠員補充するんだって言ったんですよ。欠員補充するということは、この数字を見る限りでは、正規職員が足りていなくて、非常勤職員がいるのに、これ欠員補充という状態なのか。何をもって欠員補充されていて、28年度まで採用しなかったということになるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長でございます。非常勤職員の方というのは、担任の補助という形もありますが、加配という形もございまして、1対1でつかないといけない子供さんとか、そういう方についていただく方が主ですので、どうしても非常勤職員の方に、年によって人数も変わってきますので、願いますような形になっています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に問います。前々議会でしたっけ、名前を出して申しわけないんですけども、荊尾議員が保育所の問題で聞いたときにどう言ったかといったら、29年度で職員がたくさんやめたときに、民間と町の待遇が違うときにどう言ったかという、平成24年に民営化にするときに、今後は町の保育士としては採用がすることは町として考えていないので、多くの方々は民営化の、いわゆる法人のほうに行って正規採用になったと、こういうことを言ったときに、あなたは否定しなかったんですよ。多くの議員が聞いてて、ああいうときに、民営化したから町の保育士雇わないって話でなかったよなど。現状としては、さまざまな理由で採用してこなかったんですよ、応募がないとか、試験に受からないとか言ってきて、それぞれ担当課は御苦労なさったと思うんですけど、それは、町長、どうなんですか、それは事実でないんですか。民営化するときに、町としての保育士をもう雇わないんだと。実際に、町で保育士の研修した人も現場では、うちの町では正規職員雇わないよと言われたということも、私、議会でも述べたと思うんですけども、その点はどうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。24年時点の状況といいますのは、保育士が多分一定余っていた状況ではないかなと思っています。それはもちろん非常勤職員も含めてのことです。町の正規職員も今のような状況ではなくて、さらに将来的には、これは子供たちも減っていくかもしれない、その中で町の保育園運営をどうしていくのかということが課題になっていましたし、もう一方では、たくさんの方々の非常勤職員の皆さんがおられました。この皆さんのこれからの処遇改善という問題もあったわけでございます。その中で民間園をつくって、その中で正規職員化をし、処遇を改善するという思いでこの24年からスタートしたというぐあいには思っ

ています。時々によって、やはり保育士の状況、それは主に子供たちの数によって影響が大きく出てくると思います。特に、今回も課題になっておりますように、この当時、ゼロ歳とか1歳の保育園の子供たちっていうのは極めてまれな状況だったと思います。社会情勢もそうだったかもしれせんし、就職難ということもあったと思っています。ところが、今の中ではもう全く一変してるわけでごさいます、その時々によって子供を育てていく環境というのは変わってるんだなと思ってます。それに一定限対応せざるを得ない、今そのような状況で、今回も予算上でお世話になってるところでごさいますので、その辺の変化ということも御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 平成24年に民営化になったときに、町とすれば、町の保育士、今後雇わないという方針持ったのかって聞いてるんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほど申し上げましたように、その時々によって状況は変わってくるわけでごさいます。今現在採用してるのは、じゃあなぜなのかっていうことになりますので、24年当時の実情というものを勘案し、そのときに民営化をした。そのときにはそのときの重要な事業があったと思います。今は、今に対して対応せざるを得ませんので、そのとき採用しなかったということを決めたのかどうか、これは私も今ここで申し上げられません。多分そういう状況もあったんではないかと。あったんではないかということ、私もうっすら覚えていますが、あったんではないかということ。それから、先ほど言いましたように、多くの非常勤職員の処遇改善をどうするべきなのかということを実際にここで議論されたんではなかったか、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、このときに議員のほうから町の方針が変わったのじゃないかっていうときに、多くの議員納得したんですよ。それでそのことを、働いてる、民間で働いてる方も含めて、もう町では採用しないと行ったから法人に行ったのに、29年で1名採用というのが出たわけですよ、29年の後半にですよ。そのことが、なぜ方針を変えるのかっていう質問がそれで上がってきたんですよ。その後大量退職出たわけですよ。少なくとも、最初はどうか、結果として、町長もそのことは、そのやりとりの中でお認めになられたんですよ、方針の変更という言葉についてね。ということは、残念ながら、24年度に民営化にするときには、町立保育園として残していこうという方向ではなくて、行く行くは民営化に行くだろうというようなことをあらかじめ持っていきながら出発した民営化だったというふうに捉えるんだと、捉えている

し、住民もそう思ってるし、働いてる人も思ってるということを指摘しておきますね。

それで、次の問題です。ここに行く前に、町長も御存じだと思います、平成24年の民営化というのはどうしていたかと、大きな2つ掲げたんですよ。1つは、待遇改善。それはおっしゃいましたよね。正規職員になったこと、民間でね。そこでさまざまな、いわゆる厚生福利等できて、それは救済されたんだってという立場に立っているわけですよ。なるほど、一面的にそうであるかもしれませんが、全体の保育運営を進めていく中で、大きく掲げた保育士の待遇改善と、もう一つは、民間のほうが多様なニーズに応えられると言ったんですよ、そうでしたよね。そのときの多様なニーズの中に、土曜日の保育や土曜日午後保育、それからゼロ歳児保育、休日保育、病児保育、こういうのを延々上げられて、民営化だからこそ取り組めるんだって言ったんです。そうでしたよね。いろんな、全部ができると思いませんが、少なくとも走ったんですが、この時点に立って、今7年たって言うことは、待遇が悪くなって大量にやめていったということが現実に出たことと、今、平成30年見るだけでも、民営化した保育所のほうがゼロ歳児が預かれないという状況にきている。これでは当初の民営化に踏み切った目的は達成できていないのではないかっていうことについて、どのようにお答えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。保育士の待遇が他の民間保育園に比べて悪いから、そちらに逃げたというぐあいには私は思っていません、逃げたという表現は悪いかもしれませんが、今のゆうらくをやめられたと、そのことが結局、さくら保育園、つくし保育園の保育士が減ったというぐあいには私は思ってません。そうではなくて、今回も出ていますように、企業型保育園だとか、それから小規模保育園の非常な急速な発展、先ほどから言っていますように、保育環境が全く変わったというところが背景にあると、このように私は思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、その件ですけど、この1月にゼロ歳児が受けられなくて、小規模保育にしないといけないということを担当課が出してきて、臨時議会開いたときに、板井議員の質問に対して、あなた、こう答えてるんですよ。板井議員は、やっぱり改善しながらでも、今の施設の中でやっていくほうがいいんじゃないかって言ったことに対して、あなたは、どうしてこういう状況に至ったかっていうの、保育士がいない状況を言ってるんですよ、やはり民間保育園であるがために、公設との賃金、労働条件の差というものがモチベーションを落としたということも一理あるかもしれませんが、そういうふうに言っています。そういう点から1つお聞きするのは、伯耆の国と町の保育士の平均給与、書いてあるんですよ。このことについてどう考える

かっていうのお答えくださいね。

それともう一つ聞きますね、この次、どう言ってるかといったら、賃金の状況では、こちらの指定管理の値段を上げた分だけうまく反映をして、職員の皆さんの満足いくような賃金、労働条件にできたかどうか、これも不満のところがあるのではないかと思ってるって言うんですよ。上げたんですよ、平成29年に10%。ところが、それが本当に反映してるのかって町長言ってるんです。そう言う根拠は何ですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。公務員の賃金というのは、基本的には民間準拠でございますので、したがって、この賃金が、高い安いは別にしながら、これから先々の中で、きょうどなたかが言われましたけども、保育士の給与水準は一般産業から150万からの差があるという御意見もありました。私もそれは認めるところでございます。したがって、長い目で見れば、その賃金水準というものはそこに収束してなくてはならないと思っています。しかし、残念ながら、今々そういうわけになかなかならないわけですし、先ほど答弁しましたように、先ほどどうか、荊尾議員に答弁したのかもしれないけども、モチベーションを一時的に下げてるということも現実的にあるじゃないかと、こう思っています。

それから、賃上げの10%の問題については、これは、ここで、議会の中で表立って話が出てますのは全体額でございますよね、350数万円に上げました。10%のアップですけども、それは全てが賃金ではないわけですし、350万上がったんですけども、自分の給与はそこまで上がってないというような御意見もたくさん聞いています。それはやはり労使関係の中で説明していただきたいという思いもありますけれども、そこにはやはりいろいろな諸経費というものがあるわけですし、その辺の御理解もいただきたいと思っておりますけれども、そういう中で、職員の皆さんが期待するものと実際に自分の手にとったものとの差があるという話も私も聞きましたので、そういうところだろうと思っています。賃金については、できるだけ高いほうがいいに決まっておりますけれども、その辺の一定水準、それについては常にこれからも改善の余地はあるだろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 保育士の待遇改善は急務だということと、ほかの民間に比べたら100万以上差があるというのも、これ国会でも問題になっているから、大幅に引き上げないといけないという立場に立ってるし、引き上げ自体は賛成です。しかし、今回問題になったのは、南部町で待機児童が出た問題、これは対応しないとイケないというところに来ていますけれども、

日本海新聞でも載ったように、町村段階で待機児童を出してる町が少なかったことと、2桁あるってというのは南部町だけでしたよね。それと、その2年前に大量退職をした。これも県内では一定有名、変な、有名というのは、人ごとみたいに言って申しわけないけども、一定問題提起をしていることなんです。小さな町で大量の退職があったってというのはどういうことかっていうことについては、保育団体等からも私、聞かれたこともありますから。そういう意味でいえば、その原因と課題を明らかにしなければ、幾ら待遇改善だの保育所の問題だと言ってても、住民、納得せんと思うから聞いているんですよ。

そこで聞くんですけども、町長は、私は職員の皆さんの満足いくように賃金、労働条件できたのかと、自分らが上げた分だけってというのは、これは、私はどうとったかということ、320万が350何万になったんだけれども、そのことが、おっしゃるように、10年間のプールの中でするという、かつてない、ほかの指定管理であり得ない、恐らくよその町行ってもこんなことしないような、10年間プールして、その平均額を出してるんだってというようなことをやる中で起こってるもんだから、実際350万にしたんだけど、平成30年度は、その幾つを給与として出したのかっていうことがわからないんですよ。だから、それ聞いてるんですよ。まして、これが民間と言いますが、町が100%出資して待遇改善のために持っていったという、伯耆の国で行われてることなんです。そこを聞いてるんですよ、それどうなんですか。私は、町長そのこと言われたんかなと思ったんです。それはどうですか。ということは、私の質問に対して答弁してくださるのは町長でも担当課でもいいですけども、例えば平成29年度に上がったとき、350何万にしました。1人当たり30万入れたんだけれども、どれだけアップして、そこでは将来にわたってとって幾らお金を積み立てたという実績があるのか、それとも積み立てなくて、今までの積立金を使ったのか、この説明していただけませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私も細かい数字はわかりませんが、私が把握している考え方を申し上げます。

確かにこの中で320万の根拠は、平成24年当時に町と10年間の指定管理をする中で、中間点、5年目のところはここを目指す。したがって、5年間は賃金としてその相違をためられる、そして将来的にはそのお金を使いながら6年目以降、給与水準を維持するという考えで来たものだということもここでも大分議論したところなんです。しかし、精査をしてみると、なかなかそういうことにはなっていない。それは、平成28年、急激に職員の問題が浮き彫りになったとき、このあたりから保育士の獲得合戦が始まっていて、給与賃金水準というのを上げざるを得ないよ

うな環境が出てきてるわけです。したがって、伯耆の国さんもそのあたりの対応をしながら給与水準を上げてこられたことに対して、今までの10年間の、何ていうんですか、契約した金額というものが合わなくなってきた、乖離が生じてるということも聞いております。そのことから、今現在は、実際に対応するお金というものを基準にしながら、特に今回も、じゃあ、今の相場観として、どれだけあったら保育士さんをつなぎとめて、さらには保育士さんに新たに入ってきていただいて運営ができるのかという基準をもとにしながら、今、子育て支援課等と協議を重ねるところだろうと思っています。そういうぐあいにこの数年間、保育環境が大きく変わってます。ゼロ歳児の子供たちに求める、入れさせてほしいというお母さんやお父さん方の願いもたくさん出てきました。それから、それに伴って保育士が大量に必要になりますので、保育士の賃金、労働条件も改善されてきてるといいますか、上がってきてると思います。それに当然市場等は反応しますので、そのあたりの乖離部分をできるだけ指定管理料ということで埋め合わせをすることをしていこうという予算に、昔、説明した内容と少し違った内容になってきてると思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、課がつくった文書見てますよね。伯耆の国、正規職員数には看護師、栄養士、調理師も含む。これを見ながら、それで平均給与額出してもらったんですよ。平成24年から29年、28と29、30に上がったのはわかるんですよ。なぜかという、30万上げましたからね、上げたんですよ、30万、上げましたが、10%っていうのは、そういう時点では、働く者から見たら、かなりな給与アップになりますよね。これ見て、平成24年から働いとったら、人のいわゆる経験年数も上がっていく、年齢も上がっちゃうから、普通、平均給与上がっていくんですよ。待遇改善したって言うてるんですよ。その説明してください。この数字見て、どれだけの待遇改善をしてきたっていうこと言えると思いますか。言ってるんです、320万に分けて上げていくんだって言ったんですよ、伯耆の国。（「ちょっと休憩いただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時17分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。平成24年度からそういう320万の中で、今ここで実際の給与に反映したのは270万だということ。それには、あと諸経費だとか、いろいろなものの負担ありますけれども、現実はどういうぐあいに、それが多かったのか少なかったということは現時点で町長としてはわかりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね。町がわからないから、議会で幾ら待遇改善でどれだけの改善がなされて、どれだけ法人がお金が足りなくて出さないといけないかっていうのわからないはずですよ。わからないところで、町長がわからないところで予算を組まれても困る。この解決方法は、今までの分は今までの分として私は委員会等でも追及していきますけども、少なくとも、平成31年度については、単年度でこれだけお金がかかる、もう積み立て方式やめる。このことを、350万とか320万、出し方やめろと言っても、協定には何も書いてないって言ったんですよ。本当に私たちが、議会に出される資料で、そういうことを限定して書いた資料ないんですよ。ということは、どこで話し合ってるのか知りませんが、もうそういうやり方をやめて、平成31年度の人件費は幾ら次かかったら何%上がるから幾らっていうお金の出し方にしませんか。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時19分休憩

.....

午後2時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。先ほどから申し上げてますように、この保育士の賃金条件というのは急激に変化していますので、実績に沿ったような、現実に沿ったような対応をしていこうというぐあいに今回の31年度予算では積み上げていますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 実際に、町長が350万を10年間のプールしてっていうことではなくて、31年度から単年度の計算をして出すというやり方に変えるってことに理解していいわけですか。もしそうであるとしたら、そのほうがわかりやすいからそうしてください。と同時に、今までは、当年度に払わないお金プラスお金払ったということなんです、前半やからね。幾らお金を人件費として今後のもん積み立てているのか、はたまた、それを使ってしまってお金

がないのか、それを出してる側ですから、法人に聞いて、適切な指導すべきだと思うんですけども、それは町長のほうから伯耆の国に聞けますね。聞いていただいて、これまで一体どうしとったのかと、そこで積み上げたお金は本当にあんのか、全部使ってしまって足りないのか、これが年度ごとにわかる資料を求めますが、どうですか。（「済みません、もう一度休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 2 時 2 1 分休憩

午後 2 時 2 2 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これまでの、24年から始まったこの制度の終着点に近づきつつありますので、その総括も含めて、もう一度調査をして、しかるべき資料が整いましたらまたお知らせしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） なるべく早くお願いしたいということです。このことを聞きたいのが本意で、これはやっぱりきちっと決着つけとかなないといけないことで、少なくともかかった費用と、待遇改善のためにしたんだから、どのように待遇改善図られてるかっていう検証もしないといけないので、はっきりと出してくださいということです。

私が一番聞きたいのは、この表の伯耆の国と町職員との平均給与額の差です。これ見る限りでは、残念ながら、多様なサービスに応えるっていうことしていなくて、待遇改善で、確かに正規職員になったんだけど、この数字だけ見とったら、結果としては町職員では保育士としての給与が高過ぎるので民営化したとしか思えないんですよ。とすれば、ほかの議員も求めていたように、早急にこの差を詰める必要があると思うんですけども、それについてどう考えますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。公務員の賃金というものも市場原理に連動しますし、もちろんこの保育士の給与というものも、今申しあげましたように市場原理に連動すると思います。それに合わせるように努力はしますが、あくまでも民間準拠、民間の市場賃金というものが根本にあると、このように思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今もそんなふうにおっしゃいますけども、南部町で起こった29

年度の大量退職というのは、多くの方々がこの民営化によって、同じ町内で同じことを町から求められた保育士の給料が違うの、おかしいのじゃないか。ここにある格差のことが、日常、専門性を持って働く人たちの中からの不満としてあらわれてきた。こんなふうにみんな見てるわけなんですよ。それをつくったのは、町長は民間準拠って言います、つくったのは町なんですよ。この格差をつくってきたのは町なんだから、少なくとも将来にわたって保育園の問題言うときに、今、待遇改善が必要だと言ってるときに、この問題を、難関乗り切るために建物を統廃合するって、こうおっしゃいますよね。本末転倒やないですか。一番しなければいけないのは、専門性を大事にして、その人たちの待遇を保障して格差をなくしていくために努力をし、保育士が安心して働ける町にしていくことが一番大事だと思いませんか。私はどうもすりかえが行われた気がして、もしかしたらうちの町って、職員のお金出すより、建物優先違うかと思ってしまうんですよ。

ここでは、ちょっと時間もうないんですけども、千葉県の野田市で起きた虐待事件がありましたよね。あっこの市議会のユーチューブで見とったら、どういう問題が起こってるかっていうと、確かに児童相談所はお粗末だったっておっしゃいますけども、児童相談所は人が少なくなっている。なかなか専門性が発揮できない。学校の先生に至っては、話を聞いたんだけど、それに取り組むだけのゆとりと時間と精神的なものがなかったっていうことが問題になっているんですよ。すれば、子供たちを育てていくときに、確かに建物もいいかもしれませんが、一番大事なのは、子供を育てていく人たちがどれだけ専門性を発揮してその子供たちの健やかな成長を願っていただける人たちを多くしていくか。その人たちが、その専門性を持った方々が、子供たちにはどういう環境がいいのか、どういう建物がいいのか、こういうことを考える町にしていくことが一番大事だと思いませんか。とすれば、今、方向変換するのは、統廃合によって保育士の配置がしやすいではなくて、専門性を持った保育士の待遇改善こそ一番先にせんといけんことやと言っておきますね。言っておいて、次に進みます、時間がないから。

次に、総合計画の件です。総合計画は、私はなかなか見た感じがきれいに書いてある感じだっというの意見言っておったんですけども、私は基本的には、総合計画をつくるために要綱を定めて、職員の方々が皆さんで協議しながらいろいろ会開いてやっていくっていうことについては賛成なんです。そのことを、何ていうのかな、いいものをできるとかではなくて、実際に自分たちとしては、働くもんとしては、自分たちの町をこうしたいと思ってるよということを住民に投げかけることは非常に価値のあることだと思っています。

そういう意味でお伺いするんですけども、1つには、やはり私たちが毎日生活しとって、議員で求められてることは、住みやすい町というけれども、よそから来る人にはいっぱい金が出るけ

ども、住んどるもんはえらいんだって、こう言われるんですよ。そのときに、やはり考えるには、いろんな取り組みの中で建物をかえていったりすることも大事なかもしれませんが、人数が少なくなる、少なくなると町が成り立たないって言われたときに、インフラ整備の負担も高齢者に、ここに住む人に及んでくるんだよって言われたときに出る言葉が、大きな建物に10億使うよりは、ちょっと金残しといてくれて、水道料金や国保税上げんようにしてくれっていう声が一番多いんですよ。とすれば、皆さんは総合計画立てて住民とともに歩むんだって言いますが、住民から見たら、町や国に対して思ってることで、自分たちで税金を払っているんですよ。税金を払って、自治体は公共サービスを提供してるところですよ。だとすれば、皆さんから集めた税金で私たちはここまでのことをしましょう、がしかし、こういう点については一定の負担が必要なんですよっていうことを示していくことが私、一番大事じゃないかと思ってるんですよ。

そういう意味でいえば、町長がおっしゃったように、ちょっと安心しましたのは、決して少なくなったから2回も3回も上げるわけではないと、慎重にして、皆さんの意見を聞きながら公共料金の負担も決めていきたいと、このことはぜひ守っていただきたい。それで公共料金審議会開いて安易に上げるのではなくって、そのときこそ住民生活実態はどうかと税務課のデータなんかも見、今、住民の暮らしってどうなのかということを手のひらにのって決めていただきたいということをおきますね。できれば、そういう姿勢を総合計画の中に入れてほしいということをおもっています。

次、里地里山の件ですけれども、これは全町里地里山を大きく出していくってこと賛成なんですけれども、やはり総合計画見て思ったのは、里地里山と言いながら、農業と林業どうしていいのかっていうところでもっと発想があってもいいのではないかと思います。

そういう意味でいえば、町長、きのうの細田議員の質問、私、なるほどなと思って聞かせてもらっていたんですけども、今、国が行おうとしてる農業政策のことについて、やはり町長の見解聞いとかなといけんと思ったんですよ。なぜかという、総合計画は法的に根拠がないのであれば、国の政策にとらわれずに、自分とこの町にとってどういう農業が理想的かっていうことを書いたほうがええと思うんですよ、私は。

そこで参考になるのが、この2019年っていうのは、国連で決めたのは、家族農業の10年というのを決めたそうなんです。聞いたことありますよね、私も新聞でちらっと見たんですけども。もうちょっと驚いたのは、これに129の国が批准してるのに、日本は棄権してるんですよ。それもちょっと驚いたんです。驚いたけど、今の国会見とったらあり得るかなとも思ったんですけどね。国連がどういうことを言ってるかっていったら、飢餓や貧困の克服、環境保全など

の課題を解決して持続可能な世界を展望する上で、家族農業の役割が欠かせないって言うてんですよ。それで、小さい農家の生活条件を十分に保つこと、それともう一つは、協同組合の権利を尊重することって言うてんですよ。世界中に農業協同組合、いろいろ言われてますけども、これが評価されつつあるわけですよ。そういう面から見たときに今の国の施策は、農業新聞で見たら、安倍内閣の農業政策に評価しないと書いてあるのが、日本農業新聞で73%、同1月にJAの組合長にアンケートとったら、安倍内閣の政策決定についてどう思うかって聞いたら、生産現場の実態と乖離しており、農家の声を十分に反映していないっていうのが93%もあって書いてあったんですよ。

これを見たときに、もう今何にも確かに大変だけど、国の施策の中で農業計画を進めることはない。細田議員も言ったように家族農業どうするか、ほかの議員も言った小規模農家にどういうふうに支援していくかっていうことを考えたことのほうが未来があると思いませんか。そういう内容で総合計画つくってくれないかっていうお願いなんですけど、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。細田議員のきのうの御質問にもお答えしましたように、これはやはり地域政策として直接支払いを十分にやっていくということ、もらえるものはしっかりもらっていくということ。直接支払いのその額の問題があると思います。それが十分な額だというぐあいには思っていません。各家の中で細々とやる農業自体が廃れていけば、当然、日本の農業自体が破綻していくわけでございまして、この地域農業というものも大事にしていかなきゃいけない。これは議論をまつこはなと思っています。世界の中では、そうやって国の農業を守ってきたわけですから、大規模ばかりではいけない。ただ一方で、日本の農業は世界第5位の生産額なわけです、世界第5位の生産額を誇ってるんです。そのぐらいの日本の農業なんですけれども、これがこれから将来の日本の大きな力になろうということは私も期待をしています。その中で地域経済を支え、地域のお父ちゃん、お母ちゃん、家族の中でやってる農業というものも大事にしながらも、そういう大きなパイの中でしっかりと農業を産業としてやっていくっていう動きもあるわけです。両方は、これ両輪でやらなくちゃいけないと思っていますね。産業としての農業、それから今の地域政策としての農業、このバランスがやっぱり大事だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 農業についていえば、もう一つ、JAの組合長が、中小を含めた多様な担い手を対象とする所得政策に変えてほしいっていうのが65%あった。何回も言いますが、町長もよくおわかりだと思います。国の分はもらえるのはもらった方がいいのは別に総合計画に

書かなくとも、国が決めてくれるからくれるんですよ。総合計画に期待するのは、町独自でどのような施策をするかっていうところを書いたら、住民、絶対元気が出る。

先日の新聞にも、日南町が初めてトマトの生産2億円超えたっというお祝いしとったと。本当喜ばしいことですよね。そういうふうなことが展望できるような計画に変えていくには、もう国のことはいいから、町が何をすべきかということ、先ほど言った、ほかの議員から出たような立場で書いてほしいということと、もう一つ、最後になりましたが、教育長、時間がないので今度もう一回しますけど、何が言いたいかということ、目指す子供像何か。一番心配したのは、ふるさとを愛しというて書いてあるところです。私もふるさと愛する気持ち持っています。鳥取県が駅伝出たら、一番遅くとも応援します。でも、考えていただきたいのは、自分の町を愛することを教えることが教育でしょうか。そこが一番気にかかったんですよ。愛するというのは感情の問題で、湧いてくるものです。愛する町や学校をつくるのが私たちの責任だと思うんですよ。それを目的にするのはいかがかなということと言いたかったんです。

ちなみによその国の教育基本法等を見たら、愛国心とか愛郷心ということ書かないんですよ。なぜかといったら感情だから。その問題提起したかったんです。ぜひ、私のことを聞いて、一言聞きたい。次、これでもう一回やりますから、時間がないから。今回、私はこう思うけど、どうかっていうことを聞きたい。だから、総合計画ができたなら、愛郷心とかふるさとを愛するっていうことを言葉にしなくとも、それを積み立てていくような施策に変えていただけないかということ、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、答弁。教育長、永江多輝夫君。

この答弁で終わりです。

○教育長（永江多輝夫君） 御意見を頂戴をしました。一番、聞きましてふと思ったのは、ああなるほど、そういう考え方もあるなという、決して、ふるさとを愛するというのを、何ていうのかな、そういう真壁さんの思いを否定するような書き方で書いたつもりではないんですけども、ああ、そういうような受けとめ方もできるかもしれないなというのは私も思うところでもありますので、このあたりのところについてはまたいろいろ意見交換をしたり、多くの方の御意見も頂戴もしながら、まさにみんなで共有をしていくような形で思いが一緒になれば一番幸せなことだなというぐあいに思っております。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、13番、真壁容子君の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は2時50分にしますので、よろしく願いいたします。

午後2時37分休憩

午後 2 時 5 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

真壁議員の答弁書に対して訂正があるそうですので、それを先にやらさせていただきます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 先ほど私が壇上で申し上げました数字に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

平成 29 年度、正規職員数 33 名と申し上げましたが、34 名が正しゅうございます。平均給与額が 330 万 2,278 円。（発言する者あり）ええ。同時に配りました紙のほうが正しゅうございました。私の申し上げた金額が誤りのようでございます。修正をお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長のほうから訂正の要請がありましたので、訂正をしていただきますように協力のほうをよろしくお願いいたします。

ほか、よろしいですか。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、12 番、亀尾共三君の質問を許します。

12 番、亀尾共三君。

○議員（12 番 亀尾 共三君） 12 番、亀尾でございます。議長から質問の許可を得ましたので、これから 2 点にわたって問います。

安倍首相は、アベノミクスで景気回復が進み、庶民の暮らしが向上したかのように言うのですが、潤ったのは一部の富裕層と巨大企業に限られており、一般家庭にはありません。ましてや地方の住民には人ごととしか思えません。本町の皆さんの多数の方も共通の話をされます。

行政の役割は町民の暮らしを守ることを求め、2 項について質問をします。

1 つには、国民健康保険税の負担軽減を求めます。全国の首長で構成される団体が年 1 兆円の支援を要していることに対して、国保税会計に年 3,700 億円しか国は支援をしておりません。しかし、地方自治体は国保加入世帯の所得額の低いことが大きな要因です。税の負担は応益でなく、応能負担にすることと、均等割をなくすことで所得の低い世帯の負担の軽減を図らなければ、払いたくても払えない現実の解消にはならないと思っております。

国保加入世帯主の所得額と国保税額の平成 15 年、20 年、25 年、28 年の金額を聞きます。

2 つ目に、18 歳未満の均等割の廃止を求めますが、どうですか、お聞きします。

3 つ目に、税負担の原則は所得額に対してされるのですから応益負担が当然と思いますが、考

えをお聞きします。

4つ目として、全国知事会の要求額1兆円に対して3,700億円の支援の低い額は、地方自治体に対して、国の態度を不当と思いませんかとお聞きいたします。

5つ目として、国保税は他の健康保険税と比べて非常に負担が多いと思いませんか、お聞きします。

2つ目の項目は、学校給食の無償化を求めてお聞きします。これまでの議会で数回にわたって学校給食費の無償化を求めてきましたが、実施することの同意を得ることに至っておりません。しかし、全国では、年ごとに実施の自治体はふえております。全国では76の自治体が無償化をしており、そのうちの71は自治体の町村であります。また、人口1万未満の自治体が多いであります。小・中学校とも実施率の高い道府県は、北海道、群馬、奈良、宮崎、沖縄など4自治体以上です。小学校だけ、あるいは中学校だけに限った都道府県を加えると、30の都道府県になります。本町も子育て支援をされておられる中で、食材費の一部に補助をされておりますが、無償化の実施はまだされておられません。無償化をした自治体の目的は、食育の推進、人材育成、保護者の経済的な負担の軽減、それと少子化対策。無償化による成果は、給食費の未納、滞納の解消、子育て支援の充実、子育て世代家庭の転入の促進。以上の理由から、早期の無償化実施を求めてお聞きします。

その中の1つ、今年度の学校給食費の無償化をすれば、小学校、中学校でそれぞれの町負担の年額は幾らか聞きます。

2つ目、今年度の学校給食費に係る経費の年額は幾らかお聞きします。

3つ目、学校給食は生涯の食生活に与える重要な位置づけと思うのですが、どのような考えかお聞きします。

4つ目、人口の数の少ない自治体が無償化を実施しております。本町でも給食費の無償化を求めますので、答弁を求めます。

この場での質疑は終わり、そして、答弁を得ましてから深めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。私からは、国民健康保険税に関する御質問にお答えし、後ほど、学校給食については教育長のほうから答弁をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、国保加入者の所得額と国保税額について、いずれも1人当たりの数値をお答えいたしま

す。なお、平成15年度分の国保税は6万5,534円でございますが、所得額については文書保存期限の10年が経過しており資料を廃棄していたため、大分探しましたが、これはわからないということで御理解いただきたいと思っております。

では、平成20年度の所得額でございます、60万8,667円、国保税額は7万3,729円でございます。平成25年度の所得額は60万2,476円、国保税額は8万4,611円です。続いて、先ほど壇上で28年度と言われましたけど29年度の所得額でお願いいたします。平成29年度の所得額は59万5,206円、国保税額は8万7,674円でございます。

次に、18歳未満の均等割の廃止と応能負担の考え方については、まとめてお答えいたします。

国民健康保険税の課税は、応能原則と応益原則の考えで地方税法第703条の4に規定されていますので、応能負担のみで国保税を課税することや均等割額を廃止することはできないと、このように考えております。よろしくお願いたします。

次に、全国知事会の要求年額1兆円に対して3,700億円の支払い。支援の低い額は地方自治帯に対しての態度を不当と思わないかとの問いにお答えいたします。

昨年11月の全国町村長大会の中で、今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険税の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ることと決議しており、各団体と連携、協力しながら、国保基盤安定、強化を国に求めてまいりたいと考えています。

次に、国保税は他の協会けんぽ、組合健康保険と比べて負担が多いと思わないかとの問いにお答えいたします。

国保は、協会けんぽや組合健康保険と比較して65歳から74歳の割合が高く、医療費水準が高い、加入者1人当たりの平均所得が低いといったことが上げられます。また、協会けんぽや組合健康保険は加入者の収入により保険料が決定し、その保険料は事業者と折半されます。このように、それぞれの保険において保険料の仕組みや構造により負担が違いますので、簡単に比較はできないと、このように考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 学校給食の無償化を求めるとの御提言にお答えをしましてまいります。

まず、今年度の学校給食費を無料化すれば、小・中学校それぞれ町負担の年額は幾らになるのかのお尋ねでございます。今年度につきましては、現時点で児童生徒の食数が確定しております。

せんので、平成29年度の決算額からお答えをさせていただきます。

保護者の皆様には1食当たり、小学校で253円、中学校で302円、御負担をいただいていますので、合計額は、小学校で2,558万2,497円、中学校では1,573万6,206円、合わせますと4,131万8,703円となります。これに1食当たり、小学校で24円、中学校では26円を補助いたしておりますので、その総額は382万8,330円であります。したがって、学校給食費を無償化いたしますと、約4,500万円の財政負担となります。

次に、今年度の学校給食費に係る経費の年額は幾らかとの御質問でございます。

これは、給食費の徴収事務に係る経費が該当するかと思います。納付書等の印刷や発送業務、その後の滞納処理や給食費の精算業務を合わせますと、おおむね20万円強を要しております。

次に、学校給食は、生涯の食生活に与える重要な位置づけと思うが、どのように考えているのかとのことでございます。

学校給食は、ただ単に学校でとる昼食ということではなく、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい知識と正しい食生活を身につける重要な役割を担っていると考えております。栄養のバランスを考えて食べる、地域で生産されているものを食し、生産者の思いに触れる、食物の旬や食文化を学ぶ等、いわゆる食育の中核をなす教育活動と認識をいたしております。近年、食に対する感謝の心の欠如や栄養の偏り、不規則な食生活、肥満や生活習慣病の増加、さらには食文化の喪失等、さまざまな問題点が指摘をされております。おにぎり給食やお弁当の日等の取り組みを絡ませながら、食に対する正しい理解と望ましい食生活の実践に子供たちの主体性を育てまいりたいと考えております。

次に、人口の少ない自治体が無償化を実施をしている、南部町においても給食費の無償化を求めるとのことでございます。

このことにつきましては、これまでお答えをしてきたとおりであります。経済的に御負担が困難と思われる御家庭につきましては、要保護、準要保護制度を活用いたしまして、その全額を負担をさせていただきますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、それぞれについて質問して深めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、国保税のことなんですけども、本人の所得と税の関係なんですけども、所得に対する1

割を超えるような状況が続いていると思うんです。ですから、先ほど申し上げたんですけども、確かに病気したときにこの保険証でお医者さんに診てもらって、何とか体の健康を回復したい、そういう思いがあっても、所得に対する負担が多いということは大変な重荷だと思うんです。

そこでお聞きするんですけども、事前の項目に上げておりませんでしたけども、国保税の徴収率ということ、徴収の傾向はどのようなのでしょうか。例えて言うと、徴収率が上がり傾向にあるとか、あるいは水平、あるいは下がり傾向があると、そういうことがどうでしょうか、お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長でございます。国保の徴収率ということですけども、現年分の徴収率といたしまして、平成26年度が9.6%、27年度が9.5.4%、28年度が9.4.3%、29年度が9.4.5%で、26年度の9.6%が一回下がって、近年は少しずつ上がりかけてはきておりますけども、平成30年度の見込みといたしまして、横ばいか若干上になるかというところを見込んでおります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ町長に聞くんですけども、本来は、大体払える範囲の金額ですね、国保税額というものは出すべきだと思うんですけども、9.5%行くか行かないかという状況なんですけども、この原因、0.5%ですね、これはどういうぐあいに感じておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど申しましたように国保税の構造的な問題もあるでしょうし、先ほど申し上げました数字から見るように、所得額が下がっている一方で医療費が伸びておりますので、どうしても御負担いただく国保税額というものが上がっている。このあたりが課題であろうなと思っています。そういうことから、9.5%前後ですか、このあたりの納付率ということです。私からは、厳しい状況もあるだろうけれども、ただ、国民皆保険制度を支える重要なもので、これに対しての住民の御理解をいただいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 以前からというか、委員会でもあったんですけども、いわゆる均等割ですね。これを、先ほどの答弁された地方税法の中でなかなかそれは無理だということであって、ところが、最近のニュースを見ますと、国保料の子供の均等割の減免が広がっているということなんです。私は、税法であればそうなんですけども、今、独自にこれをやってるのは全国で25自治体あるんだそうです。近いところと言いますと、島根県の浜田市、それから広島県の

福山市、近いといってもかなり距離あるんで、残念ながら県内にはないんですけども、そういう状況があるわけなんです。私は、地方税法であってはうたってあるんだけど、私も地方税法の見ましたら、確かに明示がしてありますね。何条かな、あります。しかし、これをもし破ったからといって、これについてだめだよというようなこと、国保税のところですね、第703条の4ですか、ここにこういうぐあいに書いてあります、国保税についてのことが、内容は言いませんけども。そういう状況なんです、この中で、どうでしょうか、これをやめたからといって、何か罰則的ないうんですか、ペナルティーいうか、そういうもんがあるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。さきの議会で真壁議員が同様の質問をされたときに県のほうに問い合わせてみましたところ、そんなことできるわけないでしょうという一喝されたようなことで、ちょっとそれ以上検討はしていないというのが現状です。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 多分ね、私の想像だし、課長の答弁から推測しますと、罰則があったら、そういうことをやったら、実はこうこうこういうことになりますよということだと思っんですけども、そこら辺が今のところはっきりしないということだと思っんですけども、しかし、これはやってるところがあるということは、広がってるところがあるということは、いわゆる、何ていうんですか、ペナルティーがあるからということではできないということではないと思っんです。そういう中ですから、ぜひ検討して見ていただきたい、ぜひですよ。これをすると、子供のない場合は別なんですけども、均等割というのは子供があってもなくてもあるんだけど、しかし、特に子供、子育ての最中の人は大変な状況だと思っんです。子育てといっても、18歳未満までですから、学校が終わった人もあると思っんです。そういう状況ですから、ぜひ検討していただきたいということです。

それから、ここ10年間で国保の加入者の世帯は所得の2割が減っております。そして、先ほどもあったんですけども、保険料は、負担は2割がふえている。そういう状況なんです。ですから、ぜひ負担を軽減することを求めるものであります。

一つあるんですけども、受診が困難で死亡された人が、全国ですよ、2018年、つまり去年ですね、去年には77例あるんだそうです。その77例のうち38の例は無保険の人、この人はもともと保険証がない方もあるかもしれませんが、もう一つは、短期保険証の方もこういう不幸な状況が起こってるわけなんです。ですから、保険料をきちんと払ってる人、滞納のない人は、それはできると思っんですけども、短期保険証を持ってる人も非常に重要な状況だと思っんです、

経済状態がですよ。その上に、行きて払うということ、窓口で払う負担、払うということは大変な重荷だと思うんです。ですから、窓口負担を減らせとは言いませんが、短期保険証が出るような状況というのは、つまり所得と保険料、いわゆる負担率の高い、このことのあらわれだないかと思うんです。ですから、国民皆保険だと言ってる状況であるならば、これはやっぱり軽減すること、このことを申すんですが、先ほど言いましたけども、子供の均等割の減らすことについて、再度検討されるような考えはないでしょうか、お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今議論になってますのは、4つの基準を3つに落とすだとか、いわゆる資産割の部分をも市のように3つの基準でやったらどうかというのはありますけれども、今、議員のおっしゃるような均等割、所得割という部分に踏み込んだ議論は私のところもないと思ってます。この構造だとか、そういうことは非常によくわかりますし、先ほどもあったように、西伯病院という病院をあげながら医療が受けられないというようなことはあってはなりませんので、そういうことも含めながら考慮が必要だと思います。しかし、国保税は誰かがやはり負担していかなければ運営ができない。皆保険のやっぱり恩恵を維持するためには誰かが負担をすると、ここは大事でございますので、ぜひ町民の皆様の御理解をいただきながら、この大事な皆保険というもの、国民健康保険についても皆さんとともに守っていくということを御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど、3本の中から国保はありますね、所得、それから固定、それから平等割、均等割、この4本で成り立っておって、そうなんですけども、3本にやっているとありますね。そういうところで、どうなんでしょう、固定をやっぱりやめるといことだと思わんですけども、本町の場合はどうですか。その中の4本の中の1本でも減らすことでもやっぱり考える必要があるんじゃないですか、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。県下の中では、大きな流れの中で、今言われましたように資産割をなくせないだろうかということは上がっています。いわゆる町外に資産をお持ちの方はカウントされずに、町内に資産のある者だけがカウントされるのは不公平ではないかというような、課税原則の中から少し外れてるんじゃないかということもあります。このあたりについては議論を深めていかなくはいけない点だろうと思ってますので、皆さんの議論をまっぴり聞きたいと思ひますし、しかるべし場所でもた御議論もいただきたく、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう一つ、先ほどあったんですけども、いわゆる全国知事会が1兆円の要求をしたと。しかし、それについて3,700億円の、国は出すということになったんですが、私は、結局どうなんですか、国としては、国自身も各自治体が運営しております国保の運営については大変苦しい状況だろうなということも十分御存じだと思えますよ。そうすれば、こういうことをやられたことについては、町長の答弁の中では基盤安定のために要求はしたんだということなんですけど、もう一度、この国の態度についてどうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これまで町村会等で3,400億プラス300億の捻出を合わせて3,700億ということをお願いしてきましたので、町長としましては一定の評価をしています。この制度が限定的であっても、その間に、これからの県下一本化だとか医療費の水準によって、今、何ていうんですかね、アルファが何ぼか、1.何ぼかだとかっていうことで調整をかけてます。各市町村がそれぞれの医療費支出に従った賦課を県がしていますけども、県としては、これ一本にしたいという考えでございます。そうなっても、きちんと住民の皆さんに御理解いただいて運営していかなくちゃいけないわけですし、私としましては一定の時期にこういう問題についてもしっかりと検討が必要だろうと思っております。そのためには、何といたってもやはり我が町の中でも健康政策として、多くの皆さんが70歳を過ぎてからたくさんの医療費がかかる構造になっています。100歳時代を迎えていますので、御自分の健康に対して、まず自分事だと思って生活習慣病等、しっかりとした予防医療というものにも取り組んでいかなくちゃいけないだろうと思っております。そういう予防という面と、それから医療という面、両輪にしっかり視野を広げて対策をしていくことが、ひいては国保行政の支出というものに対しての重要なポイントになろうと思っておりますので、そういう点も含めながら、医療政策に、または健康政策に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） それぞれの皆さん、自分の体がどんだけ病気にかかってもいいなんていうことは思ってる方は恐らく皆無だと思います。そういう中で、みんながやっぱり自分の体、健康を保ちたいという思いは常にお持ちだと思うんです。ただ、例えて言うと、スポーツジムなどで体動かしてやりたいということもあると思うんです。ただ、今の労働条件の中、例えて言うと、勤務の時間の中、不安定な時間、忙しい中、あるいは勤めておらなくても、家庭での仕事の中でも忙しくて、なかなか体を、適度な運動ができるというところは非常に無理な、で

きない人もたくさんおられると思います。ですから、みんながそういう健康を保ちたいというのは十分それはわかりますが、ぜひそれについてもなんだけども、いわゆる病気の入り口の状態で、もすぐ診てもらえるような、そういう体制にするためには、やはり国保税の徴収をもっと楽にして、楽にしたからって、国保の負担が楽になったから医者に行く時間がすぐとれるいうものでもないですけども、皆さんやはり健康に気をつけたいと思っておられるんですから、ぜひ国保の負担を低くしていくこと。

それと、先ほども、繰り返しになるんですけども、いわゆる税は、国は取ってるわけなんです。所得があろうがなかろうが、消費税なんか取ってるんですよ。そのお金を、やはり苦しい運営してるところには国が出すというのは当然やるべきことだと思います。だって、国民全員のこれは財源ですから、ぜひそういうことをやっぱりやるように、今後も首長会議の中で伝えていただきたいということを思います。幾らここで議論しても、じゃあ、ここで解決するものではないんですけども、ぜひそういうことを検討していただきたい。このことを繰り返し言うておきます。

次に、学校給食のことなんですけども、私は学校給食のときにこの質問をもう何回もやったんですけども、以前、もし町がこれを全額負担したら一体どれぐらいになるんですかって聞いたときに、たしか5,400万と言われたと思うんです。間違っておいたらまた後で言ってくださいよ。けども、先ほど教育長の答弁の中であると、聞きますと、4,500万で賄えるという答弁だったと思うんです。ということは、約1,000万のやっぱり金額が当時から減少したと思うんです。そうすると、教育の問題でも同僚議員からいろいろあったんですけども、人口減少に伴って、児童だってやっぱり減る傾向にあると思うんです。そうすると、今年度は4,500万だとしても、それがふえるようなことはない、恐らく減る段階になると思うんです。私が先ほど言いました5,400万と4,500万、これ間違いなかったでしょうか。以前聞いたときは、たしか5,400万ぐらいが必要だということだったと思うんです。きょうの段階で、教育長は4,500万で事足りるのではないかというぐあいに答弁だったと私は思うんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、答えますか。

教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。前回、同様のお尋ねをいただいた平成27年の12月議会かと思います。その段階のたたいた数字でお答えさせていただきましたのは、御指摘のように約5,000万かかりますよということで答弁させていただいております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） そういう答弁、わかりました。

聞きたいことは、その当時からすると金額が減ってますよね。先ほどの答弁の中で聞きますと、今年度ですか、ざっとの計算だと思うんですけど、4,500万で賄えると思うということだった。そうすると、その当時よりも減ってるわけですよ、今回。将来的に人口推計でいくと、大人も減るんだけど、大人は学校関係ないかもしれんけど、当然子供だって減る傾向にあるんじゃないかと思うんです。そうすると、どうなんですか、この金額からもっと減るように考えれば、もっと負担が減るんだから、できるのではなかろうかなっていうぐあいに思うんですけど、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。減るんだからと言われるんだけど、教育行政のほう扱っておりますと3,000万も4,000万も大変大きな金額でございます。このくらいになったけん見たらどうかという考えには、私のほうはなれないというのが今の正直な気持ちでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これ繰り返しかどうか、振り返ってみますと、私は一番最初から、学校給食無償化のときに取り上げましたら、そういうことは今の段階でできただけでも、何か別の方法で支援したいと、保護者の教育負担の支援をしたいということで始められたのが、いわゆる学級費と、それからドリルというか、副教材ですね、これについては何とか支援をしましょうということで、実現したのが小学1年生から3年生まで、ずっと続けてもらっております。そういう状況があったんですけども、引き続いて私は6年生までを望むんだけど、給食費でも、全国ではこういうのがあるんですよ。例えて言うと、小学校はやりますと、でも中学校はできませんと。だから、小学校に限ってだけをやりましょうということもあったんです。前、先ほど言ったように、教材費の問題があって全学年は無理なんだけども、部分的にやるんだよということがあったんだけど、どうなんですか、そういうぐあいに、小学校にはやりましょうとか、あるいは、以前からも、繰り返しですが、例えて言うと、兄弟が出ておって、上の子の分は1人分は払うけども、下の子の分はそれの何%を引き下げて負担をかけますと、また3人目がおったら、3人続いとったとすればですな、そうすると、その子にはもっとそれ以上の率を下げても負担を軽減するというようなこともあったんですけども、部分的にでもそういう支援をするような考えはないんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。いわゆる基本的にお話が無償化というお話です

よね。これに関しては前にもお答えをしたかと思いますが、やはり衣食住にかかわる部分については基本的に保護者の皆さん方の責任というか、このあたりで私は考えたいというぐあいに思っております。

少しでも安くならんのかというお話であります。これも前お話を答弁の中でさせていただいたと思うんですけど、PTAの皆さん方から毎年御要望をいただきます、たくさんの要望が出てまいります。その中で、実は、いわゆる給食費を無償化したらどうだとか、あるいは半額にしたらどうだとかっていう要望は、ここ10数年間、私、全く受けておりません。保護者の方からの御要望はございません。あるのは何かっていいいますと、この関係でいきますと、少し大きなお金になります、教材費の話は確かに出てまいります。実施をした後に、もうちょっと学年を上げたら、上げてほしいなっていう話は要望の中には入ってくる。それから少人数学級を、30人以下にしようとか、そんなことがもっと拡充ができないかっていう要望は出てまいります。例えば、今4,500万言いましたっけ、4,500万、仮にですよ、これが使えたとして、保護者の皆さんの御要望からすると、現在の県と市町村との間でつくっておる約束からしますと、これがうまく基準に合えば、4,500万あると、町内の学校に9人の教員が入れられるんですよ、9人の教員が入れられる。そう考えてみたときに、同じ税金でありますから、保護者の皆さんの気持ちからすると、どう考えられるんだろうかなということも思うわけであります。貴重な税金でありますので、やはりどこを優先にしながら使わせていただくのかというのは、少なくとも給食費を無償にするってということが最優先の課題では、教育行政にとってはないように私は思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 国保との、これも大きく言えば兼ね合いがあると思うんです。食生活を、学校給食というのはその場でやっぱり栄養バランスだとか、そして、何ていうんですか、正しい食事のとり方だとか、あるいは正しい体のつくり方、強い体のもとになるようなこと。そうすることをいうと、やはり大変重要な問題だと思うんです。先ほど教育長が言われました4,500万をどちらに使うかというのは、それはそれぞれの人によってやっぱり違うと思うんです。確かに保護者に話を聞くと、給食費までの声は出てないということ。私もそれはあるかもしれませんが。しかし、学校というのは食堂をやってるんなら、それは言えると思うんですけど、勉強中心だからということになれば、なかなか言いにくい面もあると思うんです。ただ、聞いてみますと、私が個人的にね、こういうことなんですと、それは助かるよと。だって、月々かなりの金額なんですよ、納めるというか、給食費を払うのはね。それがやっぱり軽減をもらったら、非常に

助かるという声が聞くんですよ。

そういう中で、ぜひ検討していただきたいというんで聞くんですけども、これ4,500万というのは、この金額はどういうことでしょうか。例えて言うと、新年度予算見ますと、予算の説明書を見ますと、給食費のところ、いわゆる児童数の分と、それから職員、関連する職員の人、金額も書いて、これ含めた金額なんですか、それとも児童独自にこれだけが必要ということなんでしょうか、この4,500万っていうのは。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。保護者負担になるのは、児童に係る賄い材料費部分が直接保護者負担に係るものでありまして、教職員には、その部分は教職員で払うという考え方です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） あわせてお聞きしますが、1つは、軽減のことでどうかということと聞いたんですけど、やっぱり20万円ほど、これは別の問題ですよ、食べるほうではなしにね、事務関係ですね、納付書を出したり、それから集金のことだとか、そういうことという、ざっとするとやっぱり20万ぐらいは軽減できると、財政の中へね、ということは聞いたんですよ。これについて揚げ足をとるわけじゃないんですけども、そういう、いわゆる先生の今、学校現場で先生1人に任すわけじゃないんですけど、やっぱり学校事務の中で、全員の中で非常に、事務負担も含めてなんですけども、負担があるということなんで、これやめたら、それだけ人に対する負担も減るということも考え合わせることも頭の隅にないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。給食業務に関しましては、教育委員会事務局で全て業務を行っておりますので、直接学校の先生方に負担がかかるようなことはないというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私はそういう仕事の経験がないのでちょっとわからんですね。結局、学校側に直に教員の負担はないということは確かなんですね。

そうしますと、私はお聞きしたいんですけども、児童が減るという中で、1つは、先ほど同僚議員の中から、町に対する町民がやってもらったこと、いわゆる郷土を愛するということがあったんですけども、私は学校給食にしろ、あるいは教材費のことについても支援をしてもらって、非常に子育てについては配慮してもらったということ。やっぱりこの地で育って、ずっとここで

生涯を終えるとか、町外に出ておられるは別として、やはりこの町で人間は子育てにそれだけ力を注いでもらったんだという、そういう気持ちを持たせることが必要だ。それは郷土愛とか、そういうことじゃなしですよ。それだけやっぱり人を大事にして育ててくれたんだなということを与えようと思うんですけども、そこら辺についてはそういう気持ちはありませんか、そういう心の面というか、そういうこと。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、安達嘉也君。

○総務・学校教育課長（安達 嘉也君） 総務・学校教育課長です。1月に全国の学校給食週間というのがございます。その中で、特に小学校ですが、生産者の方との交流給食というのがございます。生産者の方と直接触れて、やはり食材を提供してくださる人への感謝の気持ち、それから地元で育ててもらったいわゆる食べ物、食材ですね、それに関する感謝の気持ちというものも子供たちには芽生えているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、御存じだと思うんですけども、南部町のずっと下のほうで育ちました。場所をいいますと福成地区で生まれて、そして天津小学校にいたんですけども、当時とは教育のあれが違ったと思うんですけど、あのころの、何ていうんですか、学校での思い出というもの、そしてまたその地域の人がかかわってもらったことについては非常に、そのときはわからなかったんですけど、この年になってみると、何という、よかったんだろうかというぐあいと思うわけなんです。そういうことからしますと、やっぱり学校でのそういうこと、いかに自分たちに気を使ってもらったんだということを後で思い出してくれる、そういうことになると思うんです。

私は、最後になるんですけども、4,500万、それから国保もそうなんですけども、やはり町の財源というのんは、生まれたての赤ちゃんからもう相当な高齢者、いわゆる亡くなるまでは全員の共有の財源なんです。この財源をいかに有効に町民の人を喜ぶために使うこと、このことじゃないかと思うんです。1つ、これについては、何ということを行うかと言われるかもしれませんが、町の事業者でもない方に5,000万も温泉に、発掘に出すようなことはぜひやめて、こちらに渡す、これこそが町民主体の、町民を大事にする行政のやり方ではないでしょうか。私はそのことを強く訴えて、質問終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて町政に対する一般質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願、陳情委員会付託を行います。

2月13日に開会しました議会運営委員会までに受理しました請願、陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会といたします。

なお、8日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。きょうは、どうも、一般質問御苦労さんでした。

午後3時45分散会
